

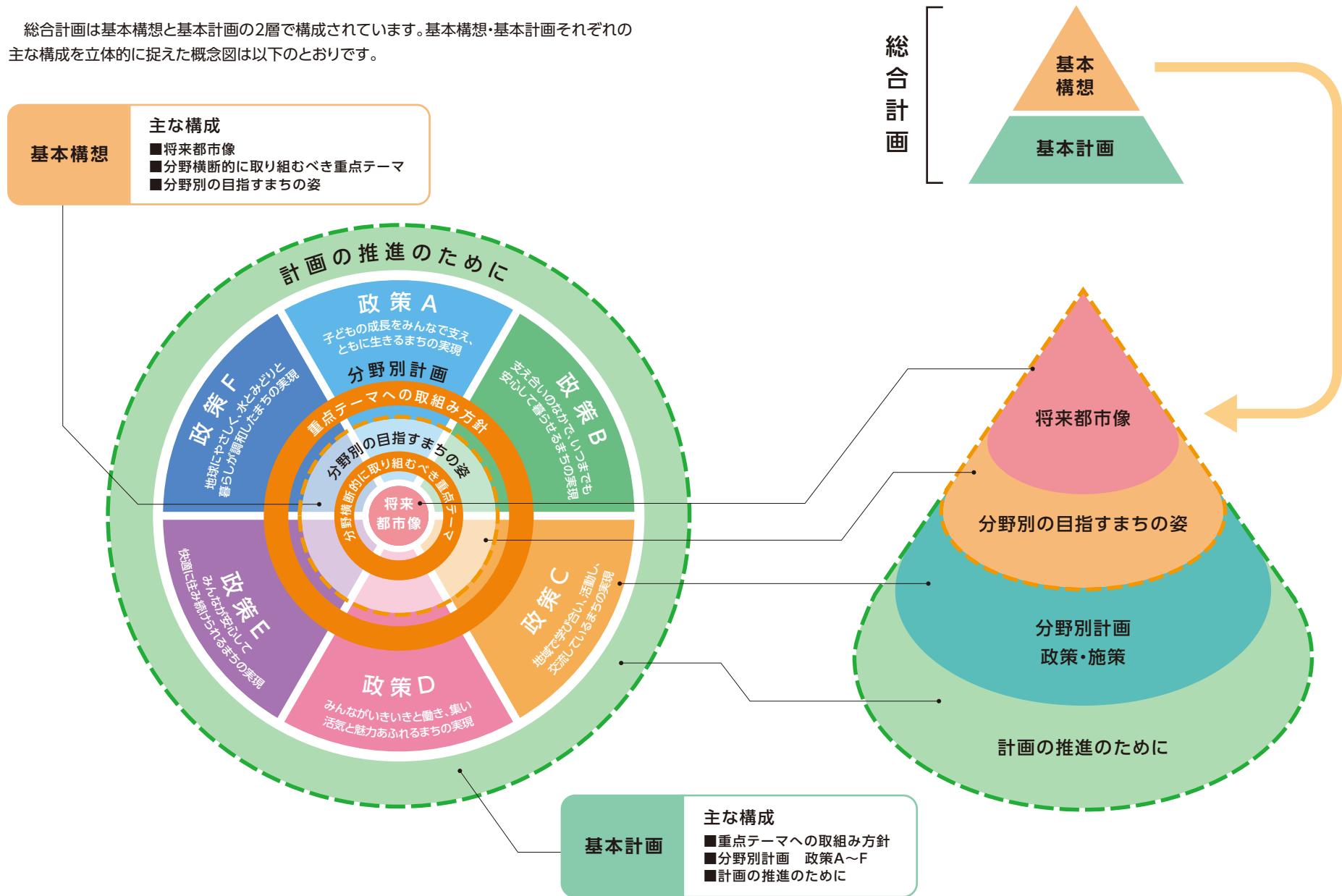


III 基本計画

Ⅲ 基本計画

参考 基本構想・基本計画の概念図

総合計画は基本構想と基本計画の2層で構成されています。基本構想・基本計画それぞれの主な構成を立体的に捉えた概念図は以下のとおりです。





基本計画の前提

1 基本計画の前提

複雑で予測困難な時代にあつて、基本構想で掲げた将来都市像を実現し、持続可能なまちづくりを進めるためには、刻一刻と変化する社会情勢に対応していく必要があります。

多摩市では、総合計画のもとに様々な個別計画等を策定していますが、これらは、その時点での各分野における最新の多摩市の状況、国等の動向を踏まえ、専門的な知見なども得ながら策定している点が特長です。こうした点も踏まえ、本基本計画では、既存の個別計画等との結びつきを意識するとともに、基本計画策定以後の個別計画等の策定又は改定に際して、整合を図ることに留意し、施策や主な施策の方向性を示すに留めるものとします。また、本基本計画の策定にあたり意識した社会情勢は以下のとおりです。

(1) 気候変動

平成27(2015)年のパリ協定を踏まえ、我が国では地球温暖化対策計画などが策定され、多摩市においても、近年の気候変動を気候危機と捉え、令和2(2020)年に市議会とともに、「多摩市気候非常事態宣言*」を行いました。

地球温暖化をはじめとする気候変動問題への対策は、全地球の国境を越えたグローバルな最重要課題となっています。基本計画の計画期間中である令和12(2030)年度はカーボンハーフ*の目標年度であることから、多摩市としても、この目標達成に向けて取り組んでいく必要があります。

(2) DX(デジタル・トランスフォーメーション)*

ICTを用いたIoT*(モノのインターネット)やビッグデータ*、AI(人工知能)等の技術革新の飛躍的な進展や、SNS等のソーシャルメディアの普及に伴い、社会構造全体が大きく変革しています。こうしたデジタル技術を用いて改革を行い、市民生活を今よりもっと良くする取組みとして、「ひとにやさしいデジタル化」の視点を土台にもちながら、市民の利便性の向上を図る「くらしのDX」、デジタルで多摩市の業務改革を図る「行政事務のDX」の2面でDXを進めていく必要があります。

(3) コロナ禍を踏まえた新しい日常、価値観

新型コロナウイルス感染症に対しては、感染予防、感染拡大予防のための対策、在宅療養者への支援策、影響を大きく受けている市民や事業者への支援策など、様々な対策に取り組むことで、市民の命を守ってきました。令和5(2023)年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類感染症となりましたが、コロナ禍以前の状況には戻らず、いわゆる「新しい日常」が定着しつつあります。

市民の生命やくらしを守るため、新型コロナウイルス感染症で経験したことを教訓として、今後も感染症に備えていくことはもとより、単にコロナ禍以前に立ち戻るのではなく、コロナ禍を経て大きく変化した日常や価値観に対応していく必要があります。

(4) 担い手不足

少子化・高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の担い手不足に拍車がかかっています。また、少子化の進行は、地域コミュニティのみならず、市民生活に関わる各種サービスの担い手確保にも影響を及ぼしており、人材がつかがり、循環するような対策を講じていく必要があります。

(5) SDGs

SDGsは、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGsは「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、平成27(2015)年9月に「国連サミット」において採択された、2030年までの国際目標です。

多摩市では、第五次総合計画第3期基本計画において、SDGsの理念と17の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくとしてきました。令和14(2032)年までを計画期間としている第六次総合計画では、2030年のSDGsの達成に向けて更に取り組んでいく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	



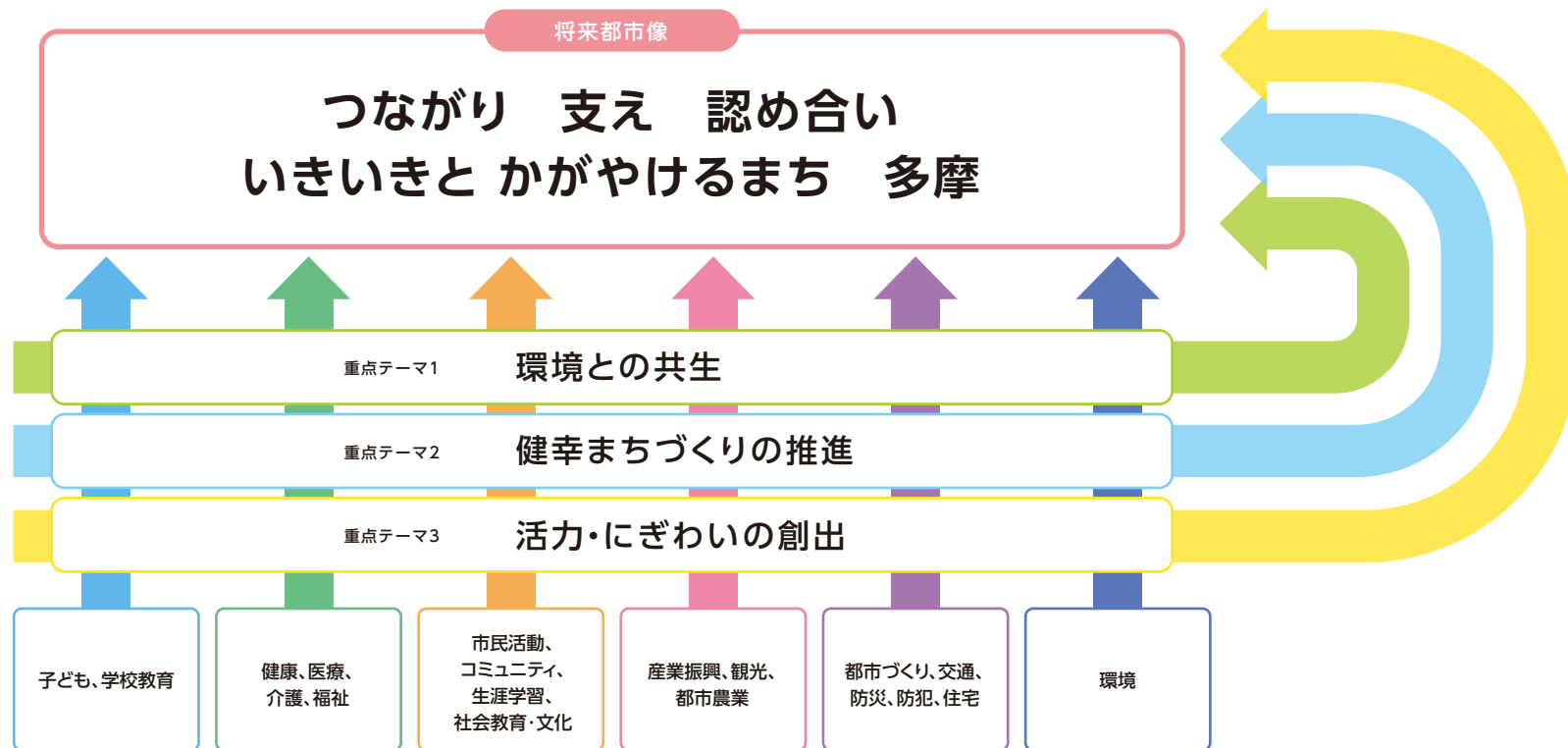
重点テーマへの取組み方針

1 重点テーマへの取組み方針

第六次総合計画では、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題、少子化・高齢化の進行、今後の人口減少などの課題を乗り越え、将来都市像を実現するため、基本構想において「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」を設定しました。

本基本計画では、それぞれの「重点テーマ」に基本目標を設定し、分野横断的な取組みを推進するとともに、「第3編 分野別計画」における6つの「分野別の目指すまちの姿」の実現に向けた取組みを通じて、将来都市像「つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩」の実現を目指していきます。

また、基本構想に掲げた「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」のほか、国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現は、これまでの多摩市が進めてきた子ども・若者政策と大きく重なることから、市民に最も身近な自治体として積極的に取組みを進めていきます。



縦に伸びる6つの矢印は、「分野別の目指すまちの姿」の実現に向けた取組みを表しており、横に広がる3つの矢印は、「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」を表しています。縦の「分野別の目指すまちの姿」と横の「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」の2つのアプローチで将来都市像の実現に向けた取組みを推進していきます。

(1) 環境との共生

多摩市は、令和2(2020)年6月、2050年までにCO₂排出実質ゼロ、使い捨てプラスチック削減の推進、生物多様性の基盤となる水とみどりの保全を目指し、市議会とともに「多摩市気候非常事態宣言」を行いました。

令和5(2023)年5月には、危機的な状況が迫る気候の問題について、市民一人ひとりが当事者として捉え、何をすべきか、何ができるか、また、そのために行政や民間事業者はどのような支援をすべきか、などについて、市民とともに考え、社会変容を推進していくためのしくみとして、多摩市版気候市民会議を立ち上げました。

これまでにない異常気象が続いていることを踏まえ、地球環境への負荷軽減に取り組み子どもたちの未来を守るために、多摩市が「環境共生都市」となることを目指し、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標

1

カーボンハーフの達成に向けた行動の実践

省エネルギーの推進と再生可能エネルギーへの転換、資源の有効活用と循環を図り、まずは2030年カーボンハーフの達成を目指します。

基本目標

3

自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり

みどりの適切な保全・維持管理・更新のあり方を構築するとともに生物多様性にも配慮したまちの実現を目指します。

基本目標

2

安全・健康で快適な生活環境の保持

安全・健康に暮らすことができる快適な生活環境の保持を目指すとともに、気候変動の影響への適応強化を目指します。

基本目標

4

意識と行動の変革につながるムーブメント

市民とともに一人ひとりが環境問題を自分事として捉え行動することで、社会を変え、社会の変化がさらなる意識と行動の変革につながるムーブメントの醸成を目指します。

(2) 健幸まちづくりの推進

日本人の平均寿命が80歳を超えた今、長い人生を健康で幸せに全うすることは市民すべての願いと言えます。

また、市民が健康で幸せであることは、人口減少による税収減や、高齢化による社会保障関係経費等の支出増が見込まれる中であっても、多摩市を未来への投資をし続けられる活力ある都市、持続可能な都市とするために欠かせない方策でもあります。

こうしたことから、多摩市では、「第五次多摩市総合計画・第2期基本計画(平成27(2015)年4月)」において、「健幸都市(スマートウェルネスシティ)・多摩の創造」を掲げ、誰もが生涯を通じて健康で幸せに過ごせるまちを築こうという取組みを打ち出しました。

さらに「第五次多摩市総合計画・第3期基本計画(令和元(2019)年6月)」では、健幸まちづくりのさらなる推進を掲げ、「超高齢社会への挑戦」「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を重点課題に位置付け、取組みを進めました。

第六次総合計画では、健幸まちづくりをさらに計画的・体系的に進めるため、基本構想の中で「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」として位置付け、市民、市民団体、事業者、大学そして行政などの多様な主体が互いに協力し、子どもから高齢者まで全世代を対象に分野横断的に取り組んでいくこととし、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標

1

健幸的な生活の獲得支援

健幸まちづくりは、生涯を通じて健幸であることを目指す取組みであり、全年齢の市民を対象としています。子どもから現役世代、高齢者まで、年齢ごと、世代ごとの特徴を捉え、健康づくりに関する意識啓発や、健康づくりを特に自覚せずとも健幸的な生活につながっていくような仕掛け・きっかけがあふれるまちづくりに取り組めます。

基本目標

2

安全・安心な暮らしの確保

加齢、障害、疾病等による心身機能の低下、子育て・子育て上の困難、生活困窮などに直面した際、適切な支援が受けられるよう、関係機関が、対象者の生活の場面を想定して連携し、切れ目ない支援を一体的に実施します(多摩市版地域包括ケアシステム)。市民生活の基礎であり、暮らしの安全・安心の基盤となる、防災・防犯対策、公共施設・都市基盤施設の維持・管理・更新に取り組めます。

基本目標

3

世代の多様性の確保

健幸都市を実現し、維持していくためには、急速に割合が増える高齢世代の健幸づくりと併せ、若い世代の流入及び定着を促進し、多様な世代が交流し合い、いきいき暮らすまちとなる必要があります。

ニュータウン再生等の動きとも連動し、子育てに適した環境の維持・充実に努め、そのことを広く発信することで、若い世代の流入・定着を促進します。

(3) 活力・にぎわいの創出

今後、少子化・高齢化のさらなる進行による人口減少や社会の変化に伴う様々な課題に対して、日々進化するデジタル技術の活用や多様な人材などの活躍を通じて、どのように持続可能で活力のあるまちを構築していくかが、ますます重要となります。また、国や東京都が強力に進める子ども施策の動きと歩調を合わせ、多摩市としても子どもたちが大切にされ、笑顔で暮らせるまちを実現する必要があります。

この人口減少などの様々な課題に取り組むため、多摩市では、令和3(2021)年3月に「第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を策定し、取組みを進めてきましたが、目指すべき理想像である新たな将来都市像を定める第六次総合計画の策定にあわせて、総合戦略を改定し、次のとおり3つの基本目標と基本目標達成に向けた推進力を設定します。

また、かねてより首都直下地震の発生が危惧されているほか、大型台風や線状降水帯等による災害が繰り返し起こり、被害が激甚化する傾向にあります。そのため、活力・にぎわいのあるまちを目指すうえで、いかなる災害が発生しようとも、①人命の保護 ②まちの重要な機能の維持 ③市民の財産及び公共施設の被害の最小化 ④迅速な復旧・復興を軸に「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けて「多摩市国土強靱化地域計画」を推進します。

基本目標

1

働くを応援し、まちの活力を高める

企業立地の促進やテレワークの推進など、多様な働く場・働き方を実現し、地域経済の発展や市民生活の向上に取り組めます。

基本目標

2

まちの魅力を高め、関わる人を増やす

住みやすい・子育てしやすい住環境など、既にある多摩市の魅力を再発見するとともに企業・事業者との連携を通じて駅周辺の活性化やまちの魅力づくりを推進し、これらを発信していくことで、関わる人を増やします。

基本目標

達成に向けた
推進力

新たな技術の活用と多様な人材の活躍

デジタル技術をはじめとする新たな技術の活用と地域における多様な人材の活躍により、基本目標達成に向けた取組みを進め、地域ビジョンを実現していきます。

基本目標

3

若い世代が希望を持って 結婚・出産・子育てができる環境をつくる

若い世代の多様な価値観や考え方を尊重したうえで、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、ライフステージに応じた切れ目のない支援により、多摩市であれば安心して子どもを育てることができる環境をつくりまします。

第六次総合計画は、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)第10条に基づき、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略*」等を勘案して策定する「地方版総合戦略」に位置付けます。また、本計画の策定に併せて、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)第13条に基づく「国土強靱化地域計画」である「多摩市国土強靱化地域計画」を一体的に策定し、強靱化にかかる各個別計画等の指針とします。



分野別計画

1 分野別計画の見方

(1) 政策ページの見方

子ども・学校教育

政策 A

子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち の実現

目指す
まちの姿

子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現しています。

保護者や地域の人々がともによるこびながら子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

学校・家庭・地域社会の連携・協働によって、子どもたちの学びや育ちを支える環境が整い、子どもたちがともに学び合いながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を身に付けています。


施策

- 施策 1 子どもの健やかな成長への支援
- 施策 2 子育て家庭への支援
- 施策 3 子育て・子育てを育む地域づくり
- 施策 4 子ども・若者に対する多角的な支援
- 施策 5 児童・生徒の学びを支える環境づくり
- 施策 6 確かな学力を育む教育の推進
- 施策 7 豊かな心を育む教育の推進
- 施策 8 健やかな体を育む教育の推進

わたしたちのACTION

たとえば…

- ▶ 色々な状況の子どもたちを支援します。
- ▶ 子どもたちが積極的に参加できる地域にします。
- ▶ 子どもも親も交流して子育てがしやすい地域にします。
- ▶ 困難を抱えた子どもたちを受け止められる場所を増やします。
- ▶ 子どもたちが地域の色々なものに触れる機会をつくります。
- ▶ 子育てのしやすさや教育の魅力を発信します。



この政策を実現するために、市民ができることとして、市民ワークショップでいただいた意見をもとに「わたしたちのACTION」を記載しています。

この政策で実現すべき「目指すまちの姿」を記載しています。

政策実現のために取り組んでいく施策を記載しています。

基本計画
 分野別計画
 政策 A

39

(2) 政策ページの見方

政策 A 施策 1

子どもの健やかな成長への支援

施策の目的と10年後の目指す姿を記載しています。

1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています。

2 現状と課題

令和2(2020)年度に開始した子育て世代包括支援センター事業では、子どもの健やかな成長、一人ひとりの発達にあわせた相談・支援を関係機関と連携しながら行っていますが、すべての妊産婦と子どもに継続的に切れ目なく関わりながら伴走する相談支援を行う仕組みづくりが求められています。

子どもの人権を守るため、児童虐待*の防止や早期発見への取組み及び、ヤングケアラー*問題を含めた子ども自身の困りごとへの気づきの視点や相談先の周知を行っていますが、今後はさらに、子ども自身から発信する方法の工夫や対応できる仕組みが必要となっています。

心身の状態や発達の特性に問わず、遊びや他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、一人ひとりに合わせた相談・支援が求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
① 子育てひろば (地域子育て支援事業)利用者数	76,520人	115,000人	120,000人
② 児童虐待の相談・通告先を 「知っている」と回答した市民の割合	37.2%	40.0%	50.0%

出典：①子ども家庭支援センター ②多摩市政世論調査

子ども家庭支援センターにおける児童虐待相談対応数

◆ 虐待相談(新規と継続の合計数) ■ 虐待新規相談

「施策の目指す姿」の実現に向けた取組みにより得られる成果の数値を記載しています。

目標に対する達成状況を明確にし、「施策の目指す姿」の達成に向けた進行管理を行います。

成果指標の設定にあたっては、社会環境など外的要因を受けやすい最終アウトカムでなく、多摩市の取組みによる成果がなるべく反映されるものになるよう、原則として中間アウトカムを設定しています。

40

現状と課題を踏まえ、「施策の目指す姿」実現に向けた今後10年間の主な施策の方向性を記載しています。
 「5. 関連する主な計画」がある施策は、その計画の基本理念など大きな方向性を引用しています。総合計画
 と個別計画を整合させることにより、進行管理や評価の効率化を図っています。

4 主な施策の方向性

(1) 子育てのための支援

- ▶ 「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」や児童館等を活用し、遊びや学び、健やかな育ちにつながる行事を展開し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- ▶ 妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を目指し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関を設置し、包括的な支援体制を構築することで、子どもの育ちを切れ目なく支援します。
- ▶ 妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談でき、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実していくことで、子どもの健康の確保を図ります。

(2) 子どもの人権の尊重

- ▶ 成長期にある子どもたちが、「ヤングケアラー」ともいわれる日常的な家事や家族の世話などにより子どもの権利を侵害されることなく、のびのびと子ども時代を過ごせるように、地域全体で支援する取組みを進めます。
- ▶ 児童虐待の未然防止と早期発見・早期支援のため、子育て家庭の育児負担の軽減や地域での孤立防止に向けて、関係機関と連携し相談や在宅サービスにつながる機会の充実を図ります。
- ▶ 子どもの人権を守るために、関係機関と連携し、早い段階から継続して相談・支援を行いながら、児童虐待を未然に防止するとともに子どもが自ら発信できるよう、子どもへの周知・相談しやすい環境を整えます。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

- ▶ 心身の状態や発達の特徴により配慮が必要な子どもについて、他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、専門的な相談支援を行うとともに、あらゆる場面において一人ひとりに合った対応や支援が行われるよう普及・啓発を行います。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市子ども・子育て支援事業計画



たまごの様子



こどもひろばOLIVEの様子



2 基本計画の体系

政策 A

子どもの成長をみんなで支え、
ともに生きるまちの実現

施策 1 子どもの健やかな成長への支援

- (1) 子育てのための支援
- (2) 子どもの人権の尊重
- (3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

施策 2 子育て家庭への支援

- (1) 安心できる保育体制の充実
- (2) 安定した家庭生活に向けた支援

施策 3 子育て・子育てを育む地域づくり

- (1) 地域社会全体での子育て支援
- (2) 子どもと保護者の居場所づくりの推進
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備
- (4) 地域の子育て環境に携わる人のネットワーク

施策 4 子ども・若者に対する多角的な支援

- (1) 支援が必要な子ども・若者に対する切れ目のない支援
- (2) 子どもの貧困対策

施策 5 児童・生徒の学びを支える環境づくり

- (1) 児童・生徒・学校への支援の推進
- (2) 地域との連携の推進

施策 6 確かな学力を育む教育の推進

- (1) 思考力・判断力・表現力の育成
- (2) 英語教育の推進
- (3) GIGAスクール構想の深化
- (4) 多様な学習機会の提供

施策 7 豊かな心を育む教育の推進

- (1) 人権教育及び道徳教育の推進
- (2) 不登校総合対策の一層の推進
- (3) いじめの未然防止と早期発見の対応に向けた取り組みの推進

施策 8 健やかな体を育む教育の推進

- (1) 健康教育の充実
- (2) 食育の推進と安全安心な美味しい学校給食の提供
- (3) 体力向上に向けた教育活動の充実

政策 B

支え合いのなかで、いつまでも
安心して暮らせるまちの実現

施策 1 予防から医療まで健康づくりと健康を支えるネットワーク

- (1) 健康づくり活動のさらなる充実
- (2) 質の高いがん検診の実施とがん患者への支援
(がんの予防とがんとの共生)
- (3) 受動喫煙防止対策の推進
- (4) 保健・医療・介護の連携体制の充実
- (5) 予防接種の推進
- (6) 医療保険制度の適正な運営

施策 2 誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり

- (1) 地域の包括的なネットワークを充実する
- (2) 多様な支援を推進する
- (3) 地域で課題に向き合い・寄りそう
- (4) 困難を抱える当事者や家族を見守り・支える

施策 3 地域生活における高齢者支援

- (1) 介護予防・他世代交流の推進
- (2) 高齢者の介護・医療・住まい・生活支援・見守り対策の強化
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 日常生活を支援する体制の整備
- (5) 介護保険サービスの推進

施策 4 障がい者(児)が安心して暮らせるまちづくり

- (1) 個々に応じた適切な支援の提供
- (2) 地域における支援体制の構築
- (3) 障害への理解・差別解消の促進

政策 C

地域で学び合い、活動し、
交流しているまちの実現

施策 1 平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進

- (1) 平和事業の充実
- (2) 人権課題に対する取組みの推進
- (3) 男女平等参画社会の実現に向けた取組み

施策 2 交流による多文化共生社会の醸成

- (1) 友好都市との交流促進
- (2) アイスランド共和国との友好関係構築
- (3) 多文化共生社会の実現に向けた取組みの推進

施策 3 多世代共生型のコミュニティづくりの推進

- (1) 地域で活動する人・団体を応援するしくみの導入【支える】
- (2) 地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくり【つなぐ】
- (3) 新たな地域人材を発掘・育成するしかけづくり【掘り起こす】
- (4) 既存の活動等の活性化、環境整備

施策 4 学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進

- (1) 誰もが一歩をふみだせるまち
- (2) 人と人がつながり認め合うまち
- (3) いつでもどこでも自分を高められるまち
- (4) 学びあいと協働でかがやくまち

施策 5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

- (1) 社会教育の振興
- (2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会等の充実
- (3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実
- (4) 文化・歴史学習の充実
- (5) 地域活動の支援

施策 6 スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり

- (1) スポーツに触れる
- (2) スポーツを継続する
- (3) スポーツライフを創出する
- (4) スポーツ活動を支援する環境整備
- (5) オリンピック・パラリンピックのレガシー

施策 7 文化芸術が身近にあるまちづくりの推進

- (1) 身近で日常的に多様な文化芸術に市民が親しめる機会の拡充
- (2) 文化芸術活動への支援

政策 **D** **みんながいいきいと働き、集い、
活気と魅力あふれるまちの実現**

施策 1 活力ある地域経済を支える産業の振興

- (1) 持続的な経済成長に向けた産業の振興
- (2) 就労しやすい環境の提供

施策 2 拠点地区活性化の推進

- (1) 聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区の活性化の推進
- (2) 多摩センター駅周辺地区の活性化の推進
- (3) 永山駅周辺地区の活性化の推進

施策 3 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

- (1) 観光資源と魅力の活用及び発信
- (2) 様々な主体と連携した観光振興の展開

施策 4 農業者と市民が支える都市農業の推進

- (1) 安定した農業経営に向けた支援
- (2) 後継者・担い手の確保と支援
- (3) 都市農地の保全・多面的機能の発揮
- (4) 農とのふれあいの場づくり

政策 **E** **みんなが安心して快適に
住み続けられるまちの実現**

施策 1 次世代につなぐ都市づくりの推進

- (1) 計画的な街づくりの推進
- (2) ニュータウン再生の推進
- (3) 既成市街地の都市基盤整備の促進

施策 2 安全で快適な道路環境整備

- (1) 人にやさしい道づくりの推進
- (2) 道路・橋りょう等施設の維持・更新
- (3) 道路交通環境の充実
- (4) 歩行者と自転車などの利用環境の充実

施策 3 安全・安心で快適な市民生活を支える下水道

- (1) 下水道施設の適切な維持更新
- (2) 下水道施設の耐震化の促進
- (3) 流域治水対策の促進
- (4) 民間活力導入の促進

施策 4 減災・防災体制のさらなる強化

- (1) 自然災害への対策
- (2) 地域での防災活動の推進
- (3) 消防団の充実

施策 5 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

- (1) 自分の身は自分で守る「意識づくり」(自助意識の醸成)
- (2) 新たな担い手を含む「地域づくり」(ネットワーク)
- (3) 持続可能な防犯「環境づくり」(防犯を支える基盤)

施策 6 良質な住宅ストックの確保と良好な居住環境の形成

- (1) 耐震性能を有する良質な住宅ストックの形成
- (2) 若年世帯の定住を促進する隣居・近居のモデルづくり
- (3) 良質な住環境を維持するための空き家・空き部屋の発生予防等
- (4) 誰もが「住まい」に困窮しない環境づくり

施策 7 交通ネットワークの形成

- (1) 地域性に配慮した交通環境の充実
- (2) まちの魅力と活力を高める広域交通網の充実
- (3) 全ての世代への交通安全教育の推進

政策 **F** **地球にやさしく、水とみどりと
くらしが調和したまちの実現**

施策 1 スマートエネルギー社会の構築

- (1) 地球温暖化防止に向けた脱炭素社会実現のための取り組みの推進
- (2) 運輸部門の脱炭素化の推進
- (3) 公共施設におけるエネルギー対策

施策 2 自然環境・都市環境の保全と創出

- (1) 自然環境の保全・管理・活用
- (2) 生物多様性の保全と生活スタイルの転換
- (3) 健康的で安全・安心な暮らしと美しく快適なまちの保持

施策 3 資源循環社会の構築

- (1) 廃棄物・資源の適正処理と生活環境の維持
- (2) ごみの発生抑制
- (3) ごみの減量と資源化の推進

施策 4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

- (1) 個人の行動変容を社会変容につなげるための機運醸成
- (2) 環境を支える人材の育成と市民団体への支援、拠点のさらなる活用
- (3) 市民にわかりやすい情報発信の充実

政策

A

子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現

目指す まちの姿

子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現しています。

保護者や地域のみんながともによるこびながら子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

学校・家庭・地域社会の連携・協働によって、子どもたちの学びや育ちを支える環境が整い、子どもたちがともに学び合いながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を身に付けています。

施策

- 施策 1 子どもの健やかな成長への支援
- 施策 2 子育て家庭への支援
- 施策 3 子育て・子育てを育む地域づくり
- 施策 4 子ども・若者に対する多角的な支援
- 施策 5 児童・生徒の学びを支える環境づくり
- 施策 6 確かな学力を育む教育の推進
- 施策 7 豊かな心を育む教育の推進
- 施策 8 健やかな体を育む教育の推進

わたしたちのACTION

たとえば…

- ▶ 色々な状況の子どもたちを支援します。
- ▶ 子どもたちが積極的に参加できる地域にします。
- ▶ 子どもも親も交流して子育てがしやすい地域にします。
- ▶ 困難を抱えた子どもたちを受け止められる場所を増やします。
- ▶ 子どもたちが地域の色々なものに触れる機会をつくれます。
- ▶ 子育てのしやすさや教育の魅力を発信します。



子どもの健やかな成長への支援

1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています。

2 現状と課題

令和2(2020)年度に開始した子育て世代包括支援センター事業では、子どもの健やかな成長、一人ひとりの発達にあわせた相談・支援を関係機関と連携しながら行っていますが、すべての妊産婦と子どもに継続的に切れ目なく関わりながら伴走する相談支援を行う仕組みづくりが求められています。

子どもの人権を守るため、児童虐待*の防止や早期発見への取り組み及び、ヤングケアラー*問題を含めた子ども自身の困りごとへの気づきの視点や相談先の周知を行っていますが、今後はさらに、子ども自身から発信する方法の工夫や対応できる仕組みが必要となっています。

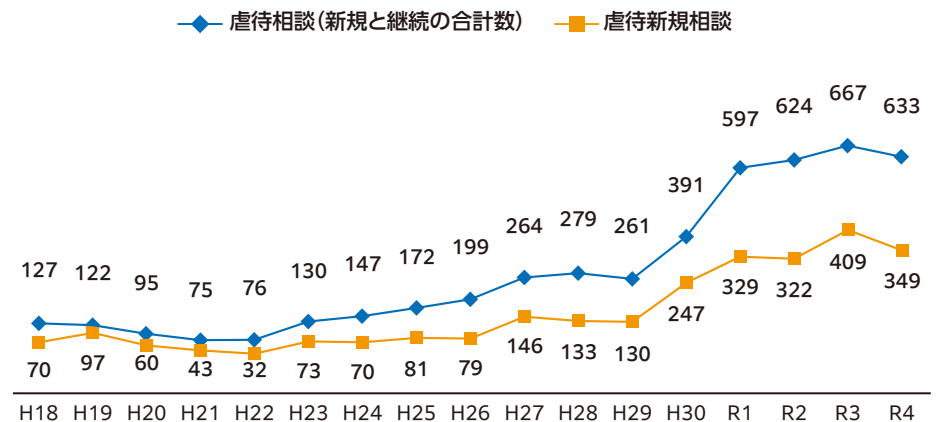
心身の状態や発達の特性に問わず、遊びや他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、一人ひとりに合わせた相談・支援が求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
① 子育てひろば (地域子育て支援事業)利用者数	76,520人	115,000人	120,000人
② 児童虐待の相談・通告先を 「知っている」と回答した市民の割合	37.2%	40.0%	50.0%

出典：①子ども家庭支援センター ②多摩市政世論調査

子ども家庭支援センターにおける児童虐待相談対応数





4 主な施策の方向性

(1) 子育てのための支援

- ▶ 「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」や児童館等を活用し、遊びや学び、健やかな育ちにつながる行事を展開し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- ▶ 妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を目指し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関を設置し、包括的な支援体制を構築することで、子どもの育ちを切れ目なく支援します。
- ▶ 妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談でき、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実していくことで、子どもの健康の確保を図ります。

(2) 子どもの人権の尊重

- ▶ 成長期にある子どもたちが、「ヤングケアラー」ともいわれる日常的な家事や家族の世話などにより子どもの権利を侵害されることなく、のびのびと子ども時代を過ごせるように、地域全体で支援する取組みを進めます。
- ▶ 児童虐待の未然防止と早期発見・早期支援のため、子育て家庭の育児負担の軽減や地域での孤立防止に向けて、関係機関と連携し相談や在宅サービスにつながる機会の充実を図ります。
- ▶ 子どもの人権を守るために、関係機関と連携し、早い段階から継続して相談・支援を行いながら、児童虐待を未然に防止するとともに子どもが自ら発信できるよう、子どもへの周知・相談しやすい環境を整えます。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

- ▶ 心身の状態や発達の特徴により配慮が必要な子どもについて、他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、専門的な相談・支援を行うとともに、あらゆる場面において一人ひとりに合った対応や支援が行われるよう普及・啓発を行います。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市子ども・子育て支援事業計画



たまっこの様子



こどもひろばOLIVEの様子



1 施策の目指す姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、様々な働き方やライフスタイルを尊重しながら、多様なサービス基盤のもとに子どもにとって最善の利益と子育て家庭に配慮した社会的な支援が展開されています。

2 現状と課題

認可保育所については、保育ニーズの高い地域では待機児童が発生していますが、それ以外の地域の保育所では空き枠があり、地域的ミスマッチが生じています。今後は地域の需要を見極めつつ、事業者と調整を行い地域的ミスマッチの解消に向けた取組みを進めていきます。

児童数は減少傾向にありますが、学童クラブ入所希望数は増加傾向にあり、待機児童解消には至っていません。地域の児童数の偏りや学童クラブの条件などから、待機児童となるケースがあるため、様々な手法を考え待機児童対策を進める必要があります。

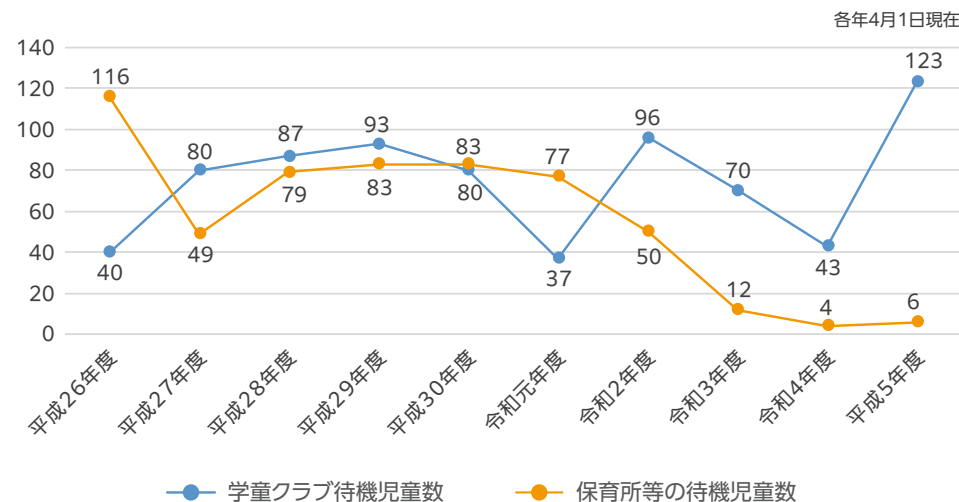
子どもの放課後の居場所のひとつとして、放課後子ども教室の開催場所、日数及びメニューの拡充により、放課後の子どもの安心で安全な居場所を整備する必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①保育所の待機児童数※	12人	0人	0人
②学童クラブの待機児童数※	70人	79人	0人
③放課後子ども教室参加者数	3,582人	36,714人	50,000人

出典：①子育て支援課 ②・③児童青少年課 ※該当する年度の4月1日を基準日とした児童数

保育所・学童クラブ待機児童数の推移





4 主な施策の方向性

(1) 安心できる保育体制の充実

- ▶ 保育所について、待機児童の解消が図られつつある状況に伴い、より具体的に市民ニーズに合った環境を整備するために、関係団体と丁寧に協議を進めていきます。学童クラブの待機児童に対しては、地域の児童館での受け入れや、国の「新・放課後子ども総合プラン」の考えに沿って、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施により、児童の安全・安心な居場所の確保を進めていきます。
- ▶ 保育や幼児教育分野においても人材不足が進むなか、保育所・幼稚園において、保育士等のキャリアアップや処遇改善に取り組むとともに、保育の質をわかりやすい視点で公表できる仕組みの導入を進めていきます。学童クラブにおける放課後児童支援員のキャリアアップ及び処遇改善に引き続き取り組むとともに、育成環境の向上を図ります。また、全ての子ども・子育て家庭を支援するため、保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブといった施設のみならず、身近な場所で子育て相談を受けられる「地域子育て支援拠点事業」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

(2) 安定した家庭生活に向けた支援

- ▶ ひとり親家庭が抱える幅広い課題に対して、経済的援助のほか、相談を通じて助言や情報提供を行い、自立支援につなげていきます。
- ▶ 保育、教育、医療等、子どもを健やかに育てるため、子育て家庭の経済的負担を軽減する各種支援を推進します。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市子ども・子育て支援事業計画



学童クラブ 外遊びの様子



認可保育所 自園調理の給食の様子



幼稚園 絵画造形活動の様子



子育て・子育てを育む地域づくり

1 施策の目指す姿

豊かな子育て・子育てを実現するため、地域のみんなが、子どもを介した地域活動をより活発化し、市民の支え合いが展開されています。

2 現状と課題

核家族化・共働き世帯の増加などの家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化等により、子育てが孤立しやすく、子育ての不安感、負担感を感じやすくなっています。

市民相互で支え合う子育て支援活動であるファミリー・サポート・センター*では関係機関との連携、提供会員の確保や研修による資質向上、配慮が必要な子どもへの対応・支援等充実が求められています。

子ども食堂や誰でも食堂は、食を通じて子どもの居場所を提供し、地域コミュニティを形成しながら、子どもの見守りを行っています。

地域の青少年のために実践的な活動を行う青少協地区委員会*は、子どもの育成を家庭や学校だけの問題にせず、地域全体で積極的に関わっていくべきとして地域文化催事やキャンプ事業、防災や子どもの安全を見守る活動などを担ってきましたが、後継者育成が進まず活動休止とする地区が出始めています。

児童館は、子どもや子育て家庭のニーズに合わせ、妊娠期から乳幼児の育児支援や中高生世代への支援など、地域社会の児童福祉課題にも対応してきましたが、今後も地域における子どもの居場所として、誰もが安全・安心して利用できる場所を目指すとともに、虐待、貧困、不登校などの福祉的課題の対応に向けて、更なる機能強化が求められています。

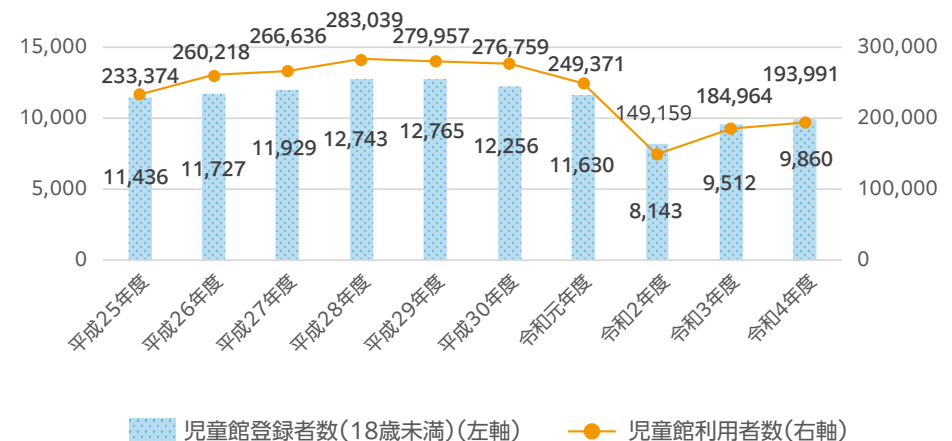
「こども110番」事業を継続し、緊急時の子どもの安全な避難所を維持していくためにも、協力者を地域に増やすよう努めていくことが必要です。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①ファミリー・サポート・センターの利用・提供会員数	1,406人	1,500人	1,600人
②こども110番避難所協力者数 (個人、事業所の合計数)	3,373人	3,022人	3,000人
③児童館登録児童数	9,512人	9,172人	9,000人

出典：①子ども家庭支援センター ②・③児童青少年課

児童館利用者・登録数の推移



4 主な施策の方向性

(1) 地域社会全体での子育て支援

- ▶ 地域の方が青少協地区委員会に参加したいと思えるよう、子どもを中心とした行事や、地域ぐるみで子どもを育てるネットワークの構築等、地域活動に専念できるよう、その他の義務的役割の負担軽減を図っていくことで、担い手の世代交代を促進していきます。
- ▶ ファミリー・サポート・センターの周知活動の場を広げ、担い手を増やすとともに、関係機関と連携をしながら、配慮を要する子ども達に対しても適切な対応ができるように、提供会員の質の向上を図ります。

(2) 子どもと保護者の居場所づくりの推進

- ▶ 児童館は各地域で同水準の児童館を維持し続けるのではなく、地域に合わせた役割や、機能、配置の見直しの検討を行い、今後の少子化や財政状況の変化にも対応しながら、子どもも保護者も自由に来て、安心して過ごすことができる家庭や学校に次ぐ、子どもや保護者にとって日常の居場所として運営を継続していきます。また利用者の声を聴き、必要に応じて相談や福祉につなぐ役割を果たしながら、事業を発展させていきます。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

- ▶ 子どもの安全見守りを日常の中で簡単に市民が協力できる仕組みを充実させていきます。
- ▶ 市内全小学校が参加する「こども110番」においては、緊急時に子どもを保護する「こども110番避難所」の指定を中心とした子どもの防犯に関する活動を行っています。今後も新たな避難所の協力を募りつつ、保護者と関係機関との情報共有を図り地域の安全維持を保っていきます。
- ▶ 防犯に関する講演会や、各地域の安全マップを保護者が作成・配布することにより、地域全体の防犯意識を高めていきます。

(4) 地域の子育て環境に携わる人のネットワーク

- ▶ 青少協地区委員会、学校だけでなく、地域も行事などの機会を通して子育てに関わることで、地域ぐるみで子どもを育てる・見守るためのネットワークの構築を推進します。
- ▶ 青少協地区委員会の参加がし易く担い手が増えるように、地域での活動以外の手続き負担の軽減等、検討を進めます。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市子ども・子育て支援事業計画



児童館 けん玉遊びの様子



子ども・若者に対する多角的な支援

1 施策の目指す姿

子どもや若者が地域の中で支えられることを通じて、自己を確立し、社会との関わりを自覚しながら健やかに成長し、多様な主体と協働しながら社会を担っています。

2 現状と課題

すべての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来に渡り希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とし、令和4(2022)年4月「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」(以下、子若条例)を施行しました。子若条例の周知、啓発を進めてきましたが、引き続き子若条例の当事者である子ども・若者とともに、周囲の大人たちへの浸透を図ることが重要となります。

また、子若条例に基づく取組みとして、子ども・若者の意見表明や子どもの権利擁護*の仕組みの具現化が求められています。

子ども・若者の抱える困難への理解を深めるとともに、第三の居場所として、子ども食堂などの地域における子ども・若者を支える活動との連携、協力についても重要となります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①子若条例を「知っている」と回答した市民の割合	—	20.0%	30.0%
②子ども・若者の意見表明の数	—	24件	24件

出典：①多摩市政世論調査 ②児童青少年課



4 主な施策の方向性

(1) 支援が必要な子ども・若者に対する切れ目のない支援

- ▶ 不登校やひきこもりを始めとした子ども・若者の抱える様々な困難への理解を促進し、当事者、家族、支援者の後押しとなる取組みを推進します。
- ▶ 社会福祉協議会と連携し、食事を通じて「地域交流の場」や子どもの「見守りの場」を提供する子ども・誰でも食堂の活動の支援を推進します。
- ▶ 子どもの権利擁護の仕組みとして、子どもが権利を侵害され「嫌だな」と思った心の声を受け止める環境を整えることで、子どもの悩みや苦しみを早期に発見し、早期に解決に結びつけるために、子どもの受援力(助けを求める力)を高め、健全な成長を支えていきます。
- ▶ 子ども・若者の意見表明の仕組みとして、WEBを活用した取組みを展開し、環境を整えることで、いつでも意見表明が出来る機会を保障していきます。
- ▶ 多摩市の子ども・若者施策の中心である子若条例の周知、啓発を行い、子ども・若者をはじめ周囲の大人たちにもその理念を浸透させることで、子ども・若者が未来に希望を持って成長できる環境を整えます。

(2) 子どもの貧困対策

- ▶ 家庭の経済状況で就学の機会や就労の選択肢が狭まってしまうことがないように、また貧困が連鎖することを防ぐために、子どもの学習支援の充実をはじめ必要な支援を行います。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

**じぶんをまもる
けんりって
なんだろう**

「たのしい」「うれしい」「かなしい」
「つらい」「ちょうせんしたい」
じぶんのきもちをだいじに
おもいをつたえよう

「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」

このポスターは、多摩市の小学生が児童館や学校を通じて子ども、若者の意見を聞きながらデザインしました。



▲詳しくはこちら

条例の周知・啓発ポスターを、子ども向けと大人向けを作成しました。こちらは「子ども向け」になります。



児童・生徒の学びを支える環境づくり

1 施策の目指す姿

児童・生徒の学びを支える環境づくりのために、学校施設等の整備・改善や、一人ひとりの状況に応じた支援の充実とともに、学校・家庭・地域の相互理解と連携・協働による多様な活動が行われています。

2 現状と課題

学校施設の老朽化の状況と今後の児童・生徒数の動向、環境配慮などを踏まえつつ、計画的に改修や建替えを行う必要があります。また、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向け、タブレット端末等のICT機器を効果的に活用し、学びたいときに学習に取り組める環境をつくること、特に、誰ひとり取り残さない視点から、不登校児童・生徒や特別な配慮を必要とする児童・生徒の学びに不安なく取り組める環境を確保するためにICT機器を有効に活用することが求められます。これらを実現していくために、児童・生徒に必要な機器や設備を整えるとともに、全校で導入したコミュニティ・スクール*及び地域学校協働本部*の取組みを持続的に発展させることで地域と共にある学校づくりを進め、地域総がかりでの子どもたちの教育につなげていきます。



田植え体験授業を地域ボランティアがサポート

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①授業中にICTを活用して指導する能力	82.9%	85.0%	88.0%
②学校と家庭や地域の連携	33.8%	45.0%	50.0%
③多摩市立小学校の学級を35人学級で編制	第1学年から第2学年まで実施済み	全学年完了(令和7(2025)年度)	—

出典：①文部科学省調査をもとに多摩市教育委員会で集計 ②学校評価書 ③学校支援課



地域ボランティアと水生昆虫を観察する様子



4 主な施策の方向性

(1) 児童・生徒・学校への支援の推進

- ▶ 建築後約60年を経過する学校の劣化状況に応じた、大規模改修や建替え事業を実施します。その際に子どもたちを取り巻く学習環境の大きな変化へ対応した良好な学習環境や、自然環境に配慮した建築物を整備します。
- ▶ タブレット端末等のICT機器の活用について、児童・生徒の心身の健康にも配慮しつつ、ICTによるバーチャルな体験とリアルな体験をうまく組み合わせた効果的な教育活動を、教職員、児童・生徒と保護者の共通理解のもとで進めていきます。
- ▶ 「多摩市特別支援教育推進計画」に基づき、保護者・市民の特別支援教育への理解促進に向けた啓発を進めるとともに、学校の合理的配慮を推進し、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を進めていきます。
- ▶ 不登校児童・生徒の増加が続き、特に中学生での出現率が高い中、児童・生徒の社会的自立に向けた学びと成長のため、仮想空間上での新たな居場所づくりや不登校特例校*開設検討により支援の選択肢を増やしていきます。また、外国語を母語とする児童・生徒に対する日本語指導の支援、医療的ケア児*への支援を継続します。
- ▶ 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学のために必要な支援を行います。
- ▶ 新たな感染症等が流行した際にも、児童・生徒が健康で安全に学校生活を続けられる環境を整えます。また、災害時などの非常時にも、給食を安定して提供できる体制を構築します。
- ▶ 「多摩市立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の意識改革や業務の見直し、人的支援などによる教員の長時間労働の改善に取り組み、子どもたちへの効果的な教育活動につなげていきます。

(2) 地域との連携の推進

- ▶ 子若条例も踏まえながら、全ての市民が子どもたちの成長に興味・関心を持ち、可能な範囲でその成長を支えることについて理解し実践してもらえよう、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動*に参画する機会を設定していきます。
- ▶ 中学校部活動の地域連携や、新たな地域クラブ活動への移行については、令和4(2022)年12月に示された国のガイドラインや、令和5(2023)年3月に示された東京都のガイドラインを踏まえ、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間の「改革推進期間」において、教育委員会と市長部局が連携し、地域連携や地域移行の在り方を検討します。また、改革推進期間における地域移行・地域連携に向けたスケジュールや方針を示した計画を策定していきます。
- ▶ 保護者や地域による登下校時の見守り活動に対する支援や、関係機関との連携による通学路の安全確保への取組みを充実させます。

5 関連する主な計画

- ▶ 第二次多摩市教育振興プラン
- ▶ 多摩市特別支援教育推進計画
- ▶ 第二次多摩市ストックマネジメント計画



確かな学力を育む教育の推進

1 施策の目指す姿

児童・生徒の確かな学力を育むために、自ら主体的に学び、考え、行動する力をもち、個性と創造力豊かな資質・能力を身に付けた児童・生徒の育成が行われています。

2 現状と課題

各学校の授業改善の成果として「令和4年度 全国学力・学習状況調査」において、小学校では国語、算数、理科で全国の平均得点を上回りました。また、中学校では国語、数学、理科で全国の平均得点を上回りました。「オンライン英会話」や小中学校合同での教員研修の実施等により英語教育の充実を図った成果として、令和4(2022)年度実施のGTEC*における「話すこと(Speaking)」の市内平均スコアは、公立中学校の平均スコアを上回りました。引き続き、英語による実用的なコミュニケーション能力の育成に向けて、「話す力」の育成を重点課題として取り組んでいきます。また、「話す力」の土台となる、英語学習への意欲を伸ばしていくことも今後の課題です。

全国学力・学習状況調査において、「課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合は令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度は8割以上でした。引き続き主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組んでいきます。また、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある」と肯定的に回答した児童・生徒の割合は令和4(2022)年度では小学校で5割程度、中学校で4割程度と、小・中学校とも、国や東京都の平均は上回っているものの、コロナ禍前(平成30(2018)年度)の多摩市の結果と比較し、小学校では伸び悩み、中学校では微増にとどまっている。持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度を育成するESD(持続可能な開発のための教育)を中心とした全教育活動の充実を図る必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①「小学校5年生まで(中学校2年生まで)、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答している割合	小学校 79.2% 中学校 81.8%	100%に近づける	100%に近づける
②「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えたことがありますか」について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答している割合	小学校 55.4% 中学校 44.0%	100%に近づける	100%に近づける

出典：①・②全国学力・学習状況調査結果及び教育指導課



4 主な施策の方向性

(1) 思考力・判断力・表現力の育成

▶ 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂により各教科等が目指す資質・能力として再整理された、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の3つの柱のうち、多摩市においてはESDの取組みを重視してきたことを踏まえ、「思考力・判断力・表現力」の向上を図ります。

(2) 英語教育の推進

▶ 中学校では「オンライン英会話」と「英語4技能検定」を実施し、「話す力」の伸長を図ります。また、小・中学校合同の教員研修を年3回実施し、小・中学校間での情報共有や、指導方法の研修により、英語学習への意欲を向上させます。

(3) GIGAスクール構想の深化

▶ 一人一台のタブレット端末等の活用により、これまでの実践とICTを最適に組み合わせた学習を推進するとともに、オンライン授業や進度に応じたドリル学習など、子どもの状況に応じた学習を実施します。

(4) 多様な学習機会の提供

▶ 全校ユネスコスクール*の特色を活かし、地域学校協働活動として、専門家と連携したキャリア教育、伝統文化や環境に関する学習、体験学習などを実施します。また、保護者や地域、学生等と連携・協働しながら、基礎学力の向上や学習習慣の定着などを目的とした地域未来塾による補習等の学習支援を実施し、児童・生徒の学習活動を支援します。

5 関連する主な計画

▶ 第二次多摩市教育振興プラン



授業の様子



豊かな心を育む教育の推進

1 施策の目指す姿

児童・生徒の豊かな心を育むために、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって他者と協働し、地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人を育成する「誰一人取り残されない」教育が行われています。

2 現状と課題

不登校児童・生徒の出現率は小学校・中学校とも増加傾向にあり、学年進行とともに、不登校の児童生徒の割合が高くなる傾向にあります。

不登校児童・生徒が相談あるいは指導を受けている窓口について、校内では養護教諭、スクールカウンセラー等、校外では適応教室等が多い傾向にあります。一方で、校内でも校外でも相談の機会をもてていない児童・生徒がおり、不登校児童・生徒やその保護者が抱え込まないよう、スクールソーシャルワーカー*の活用も含め、支援をしていく必要があります。

不登校児童・生徒の居場所の一つである適応教室「ゆうかり教室」で主に学習面や生活指導面で様々な支援を行っています。適応教室には学習の場だけでなく社会的自立の支援や自己肯定感を高める機能の充実が求められています。引き続き外部からの知見を取り入れ、ソーシャルスキルトレーニング*等様々な学びのプログラムのレベルアップを図ります。

全国学力・学習状況調査の「自分にはよいところがあると思う」と肯定的な回答した割合は現状値より小学校は2.9ポイント全国値を上回っているが、中学校は1.9ポイント下回っており、中学校における自己肯定感の向上に係る指導の充実が必要です。

不登校児童・生徒に対する外部機関との連携した支援に向けて、どの機関がどんな事案に対してどのように対応しているか、教職員全体で理解していく必要があります。

各学校は、自校のいじめ防止基本方針に則り、軽微な事案でも管理職及び自校の「いじめ対策委員会」に報告し、学校組織全体で取り組んでいます。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①全国学力・学習状況調査の「自分にはよいところがあると思う」と肯定的回答をした割合	小学校 79.8% 中学校 74.3%	100%に近づける	100%に近づける
②どんな理由があっても、「いじめはいけない」と回答している割合	小学校 84.0% 中学校 76.9%	100%に近づける	100%に近づける

出典：①・②全国学力・学習状況調査

4 主な施策の方向性

(1) 人権教育及び道徳教育の推進

- ▶ 自分の人権を大切に、他人の人権を擁護しようとする意識や態度の育成を目指し、人権教育を推進します。また、考え議論する道徳科の授業を要として道徳性を養い、豊かな心を育む道徳教育を推進します。

(2) 不登校総合対策の一層の推進

- ▶ GIGAスクール構想の中で、一人一台のタブレット端末の環境を生かし、ICTを活用したオンライン学習と、家庭訪問等による対面指導を組み合わせ、学力を保障できるよう指導の工夫に取り組んでいきます。
- ▶ 学校は、フリースクール*等の活動内容を把握するため、積極的に他機関との連携を図り、児童・生徒の学校復帰を第一に考えるのではなく、個々に適した場所と連携を支援していきます。また、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携を図り、多角的なアセスメントに基づいた支援を行います。
- ▶ 自己肯定感や自尊感情を高める指導を行い、学校等を含めた地域の中で児童・生徒一人一人が自分自身を表現する場や役割を果たして活躍できる機会を意図的に設定する「居場所づくり」に努めます。
- ▶ 不登校生徒の学習環境、学習指導・支援の充実を図るため中学校不登校特例校の開設を引き続き目指していきます。

(3) いじめの未然防止と早期発見の対応に向けた取り組みの推進

- ▶ 「多摩市いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対処について、「学校いじめ防止委員会」の機能強化を図り、学校組織全体で取り組みます。

5 関連する主な計画

- ▶ 第二次多摩市教育振興プラン
- ▶ 不登校総合対策～一人ひとりの子どもたちに安心できる学校生活を～



健やかな体を育む教育の推進

1 施策の目指す姿

児童・生徒の健やかな体を育むために、健康で安全な生活習慣を重んじる人を育成する教育が行われています。

2 現状と課題

令和3(2021)年度からのGIGAスクール構想の進展に伴い、児童・生徒は、タブレット端末等のICT機器を活用した教育活動を行っており、保護者からも機器の使用時間や使用時の注意点、目の健康等も心配されているところです。このようなことから、さらなる児童・生徒の健康増進や安全確保が必要となっています。また、近年では、子どもたちの食物アレルギーについても注目されており、学校給食の提供にあたって、食物アレルギーのある児童・生徒へのきめ細かい対応が求められています。

多摩市の子どもたちは、体力面で全国平均を下回る種目があり、体力の向上と学習習慣の確立に一層取り組む必要があります。東京2020オリンピック・パラリンピックでの経験も踏まえ、スポーツに取り組む機運醸成と体力向上を一層進めていくことが求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動やスポーツをすることが好き」と回答した割合			
・小5	男71.6% 女59.7% <small>(令和4(2022)年度調査)</small>	100%に近づける	100%に近づける
・中2	男68.5% 女45.8% <small>(令和4(2022)年度調査)</small>	100%に近づける	100%に近づける
②朝食を「食べている」と回答している割合			
・小5	男88.2% 女86.9% <small>(令和4(2022)年度調査)</small>	100%に近づける	100%に近づける
・中2	男86.3% 女78.9% <small>(令和4(2022)年度調査)</small>	100%に近づける	100%に近づける

出典：①・②全国体力・運動能力、運動習慣等調査



4 主な施策の方向性

- (1) 健康教育の充実
 - ▶ 児童・生徒の健康の保持増進のため、各種健康診断を適切に実施していくとともに、健康に対する意識の啓発を図ります。また、外部との連携を図りながら、性教育や、がん教育などの指導も継続します。
 - ▶ ICT機器を活用する際の健康への注意点等を児童生徒や保護者、教職員等に周知します。
 - ▶ アレルギー疾患に迅速かつ的確に対応するため、教育委員会、学校、保護者、学校給食センターの連携・協力体制を充実します。
- (2) 食育の推進と安全・安心な美味しい学校給食の提供
 - ▶ 食物アレルギーのある児童・生徒も安心して食べられ楽しんで過ごせる給食時間をつくるため、学校給食センターと各学校で連携して取り組みます。
 - ▶ 児童・生徒が食に対する正しい知識を身につけ健康で健全な食生活が実現できるよう、学校と栄養教諭、学校給食センター栄養士が連携して、学校給食を通じた食育授業や食に関する指導を行います。また、食育などを通して、毎日朝食を食べる児童・生徒の割合を増加させます。
 - ▶ 食品ロス*削減に配慮し、更に美味しく食べてもらえる献立をつくり学校給食の提供を行います。また、より高い水準に対応した給食サービスを実現するため、学校給食センターの建替えと運営を推進します。
- (3) 体力向上に向けた教育活動の充実
 - ▶ オリンピック・パラリンピック教育の「学校2020レガシー」の実践から、運動への興味・関心を高め、体育、保健体育の授業に留まらず、学校行事等と関連させた運動習慣の定着に向けた取組みの充実を図ります。

5 関連する主な計画

- ▶ 第二次多摩市教育振興プラン
- ▶ 多摩市学校保健計画
- ▶ 多摩市食育推進計画



都内一子育てにやさしいまちを目指して

▶ 「こどもまんなか」子育ては、多摩市で!

多摩市に関わるみんなで子ども・若者を誰一人取り残さずに、大切にすまちを目指すため、令和4(2022)年4月に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行しました。食をきっかけとした新たなつながり・居場所として、地域のボランティアや社会福祉法人が運営している子ども食堂が市内各所で展開しています。

市民一人当たりの市立公園の面積は、26市中1位。また、まち全体が整備されており、遊歩道が多く、子どもたちが安心して歩けます。都心へも、郊外へもアクセスが良い、緑豊かな多摩市で暮らしてみませんか?



▶ 園児にも保護者にもやさしいまち 幼稚園・保育園では…

市内の幼稚園では、全園で教育時間の他に預かり保育を実施しています。広々とした園庭ですくすく育ち、集団生活の基礎が身につきます。園により、未就学児向けのプレ保育や満3歳児クラスもあり、共働きの方にも幼稚園という選択肢をもつことができます。

市内の認可保育所では、全園に看護師を配置しているため、どこでも生後43日から入所できます。また、全園で自園調理を行っており、離乳食の時期から栄養士の考えたバランスの良いおいしいごはんが食べられます。令和5(2023)年4月からは、園でのおむつの処理を開始し、保護者の持ち帰りがなくなりました。

▶ 子どもの時間を大事にするまち 児童館や学童クラブ運営では…

児童館や学童クラブは「あそび」を通しての事業を柱としています。「あそび」の教育的意義として運動能力、情緒、社会性、協調性が育まれるという事ももちろん有りますが、その「あそび」自体に、子どもが育つ上で、とても重要なことが含まれています。大人に

は理解しようとしてもわからない、子どもが夢中で穴を掘ったり、石を拾い集めたり、何もしていない時間でも、育つ過程の中で守られるべき子どもの時間として、運営の中で大事にしています。

児童館では「あそび」を通し、地域の住民に垣根を低くするようにして、誰でも入りやすくしていることで、多くの子どもや保護者を迎え入れ、利用者の変化や悩みに気づき、保護者の方と一緒に地域の活動等とつないでいくことで、地域ぐるみで子どもの育成環境をよりよくしていく役割を担っています。

そんな多摩市の児童館の運営は、市の職員(児童厚生員)が責任を持って運営を行っています。ここは多摩市がこだわって力を注ぎ、子どもを大事にしているところです。



政策

B

支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち の実現

目指す まちの姿

みんなが、住み慣れた地域で、いつまでも健康と幸せが備わった「健幸な生活」を楽しみ、安心して暮らし続けられるまちになっています。

また、地域にライフステージに応じた保健、医療、介護、福祉サービスを受けられる身近な拠点が整っており、市民と関係機関が連携しています。

さらに、年齢や障害のあるなしに関わらず、みんなが互いに認め合い、見守り支え合い、差別することなく助け合う関係が構築されています。

施策

施策 1

予防から医療まで健康づくりと健康を支えるネットワーク

施策 2

誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり

施策 3

地域生活における高齢者支援

施策 4

障がい者(児)が安心して暮らせるまちづくり

わたしたちのACTION

たとえば…

- ▶ 福祉の現状にもっと目を向けます。
- ▶ 健康な生活を続けるための生活習慣を実践します。
- ▶ 身近な人が悩んでいた、困っているときには、自分から声掛けをします。
- ▶ 様々な活動に参加して色々な世代の人と交流を図ります。
- ▶ 理解を深めるため、障害のことについて家族で話します。



予防から医療まで健康づくりと健康を支えるネットワーク

1 施策の目指す姿

豊かでいきいきとした毎を送るため、市民自らが健康診査や各種検診などの受診、食事や運動などの健康づくりに取り組むとともに、必要な時に正しい情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制が整っています。

2 現状と課題

健康はあらゆる活動の基盤であり、生涯を通じて健やかに暮らすために欠かすことのできないものです。一人ひとりが健やかに暮らすためには、「自分の健康は自分で守り、つくる」事を基本として、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進していくことが求められています。

健康づくりの推進のためには、健康づくりや医療、健康に関する正確な情報提供及び普及啓発、健康づくりに取り組める場の提供、定期的な健診（検診）受診のための環境整備、必要な予防接種が接種できる体制、受動喫煙防止対策の推進、さらには、平時から保健、医療、介護の連携体制の充実、各関係機関との連携のものと保健医療提供体制の確保などが必要です。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①自分が「とても健康」「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	82.2%	83.0%	83.0%
②健康のために実践していることがある市民の割合	72.6%	70.0%以上	70.0%以上
③喫煙習慣がある市民のうち、受動喫煙に配慮している市民の割合	89.6%	90.0%	90.0%
④国民健康保険特定健康診査受診率	48.5%	58.0%	60.0%
⑤かかりつけ医師を持つ市民の割合	60.4%	62.5%	65.0%

出典：①～③多摩市政世論調査 ④保険年金課 ⑤多摩市政世論調査

4 主な施策の方向性

(1) 健康づくり活動のさらなる充実

- ▶ 健康教育・相談、健康診査、健康づくり推進事業、食育推進事業等、市民一人ひとりが生涯にわたって健康の維持・増進を図る取組みを推進します。
- ▶ 健幸まちづくり啓発情報誌の送付のほか、民間企業等と連携して、健康づくりに無関心な層、関心があっても実際の行動に踏み出せていない層などが自ら健康づくりに取り組むきっかけとなる事業を推進します。

(2) 質の高いがん検診の実施とがん患者への支援(がんの予防とがんとの共生)

- ▶ がん検診受診率・要精密検査者の精密検査受診率を向上させる取組みの工夫や、精度管理の整備、原則として国の指針に準じた検診を実施し、科学的根拠に基づいたより質の高いがん検診が実施できる体制に取り組みます。また、生涯のうち2人に1人ががんに罹患すると推計される現在において、がんになっても安心して過ごすことができる社会の実現が重要です。治療を受けながら生活するがん患者の社会参加を応援するアピアランスケア*に取り組みます。

(3) 受動喫煙防止対策の推進

- ▶ 喫煙者に対して、禁煙治療費を一部助成するなどの対策や様々な普及啓発を実施し、特に子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な人への受動喫煙を防止するための取組みを行い、たばこを吸う人も吸わない人も協力し合えるまちづくりを推進します。

(4) 保健・医療・介護の連携体制の充実

- ▶ 三次救急、二次救急、初期救急*及び機関連携など救急医療体制の整備に努め、高度急性期*から在宅医療までの地域完結型の医療提供体制の推進に取り組みます。
- ▶ 将来的な医療、介護ニーズを踏まえ、多摩市における地域包括ケアシステムを推進し、誰もが在宅で安心した生活を送ることができるための「多摩市版地域医療連携構想」を推進します。また、地域に密着し、健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介することができる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを引き続き啓発します。歯科保健については、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の健幸づくりに寄与することを目的として、令和6(2024)年度中の条例制定を目指します。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症のような生命を脅かす可能性のある疾病や地震、水害等の有事の際、保健医療提供体制が確保されるよう平時より東京都や保健所、医療機関等との連携により体制の確保、充実に努めます。

(5) 予防接種の推進

- ▶ 感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防し、個人の発病及び重症化の予防のために、医療機関の協力のもと、定期予防接種の接種機会を安定的に確保し、円滑に実施します。
- ▶ 定期予防接種の接種体制の確保に努め、接種の種類や時期等をわかりやすく情報提供します。また、乳幼児健診等の機会を捉えて予防接種を勧奨します。

(6) 医療保険制度の適正な運営

- ▶ 「多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に基づき、保険者としてのマネジメントを強化し、国民健康保険制度の安定的な運営を図ります。また、国の公費負担割合の拡大とともに低所得者対策及び子育て世代の負担軽減の実施を、東京都市長会*などを通じて国に働きかけます。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市地域福祉計画
- ▶ 多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ▶ 多摩市健幸まちづくり基本方針
- ▶ 多摩市食育推進計画



誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり

1 施策の目指す姿

誰もが繋がり、認め合い、支え合いながら、みんなが笑顔でいきいきと暮らし続けています。

2 現状と課題

多摩市では、急速に進む高齢化や社会的孤立、地域コミュニティの担い手・支え手の不足、見守り、災害時の助け合いなど制度だけでは解決できない課題に対し、民生・児童委員*や自治会・町会等の地縁団体、多摩市社会福祉協議会による「地域福祉推進委員会*」を支援し、地域住民が主体となって、課題の解決に向けた検討や活動に取り組んでいます。

近所付き合いの希薄化や孤立により、自殺やひきこもりのリスクが高まることが懸念されています。成年後見制度については、様々な機会を通じた普及・啓発が必要です。犯罪をした人の再犯率が高く、社会生活に復帰するためには社会全体の理解と協力が不可欠なことから、再犯防止に向けた理解の普及・啓発が重要です。

「多摩市地域福祉計画」策定時に実施した市民アンケートでは、不安や悩み、地域の問題や課題を相談できる相手がいないとの回答が2割となり、自ら相談しにくい方や単身の方への気づき、専門機関へつなげる体制が求められています。また、ひきこもりや8050問題など多様化、複雑化する課題への支援やアウトリーチ*による課題の早期発見・支援が課題となっています。

様々な困難を抱える人たちが気軽に相談できる場が地域の中で求められています。誰もが日常生活上の不安や悩み事、課題などを安心して相談し、支援を受けられる相談支援体制の構築を図る必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①地域活動や行事、またはボランティア活動に「現在参加している」「これまでに参加したことがある」と回答した市民の割合	70.5%	75.0%	80.0%
②民生委員・児童委員の欠員地区ゼロを目指し、地域からの候補者選考を経て東京都に推薦を行う人数	92人	95人	112人
③多摩市内における自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	14.1 (令和3(2021)年1月~12月の実績)	12.3	9.3
④福祉的配慮を必要とする成年後見制度利用者(利用予定者を含む)	22人	30人	35人

出典：①多摩市政世論調査 ②福祉総務課 ③警察庁自殺統計 ④福祉総務課



4 主な施策の方向性

(1) 地域の包括的なネットワークを充実する

- ▶ 地域福祉推進委員会や多摩市社会福祉協議会をはじめとする、地域の多様な主体の活動と連携し、地域の包括的なネットワークの充実を推進します。
- ▶ 民生委員・児童委員の欠員の解消に取り組み、適切な福祉サービスや関係機関への情報提供、訪問等の活動を通じて、地域の誰もが安心してすごせるよう見守り活動を行います。

(2) 多様な支援を推進する

- ▶ 生活困窮や自殺対策、権利擁護、再犯防止に向けた取り組みをはじめ、防災・防犯体制の強化や多様性の尊重・ユニバーサルデザインなど、個別の福祉分野における支援にとどまらない、多様な視点と地域連携による支援を推進します。
- ▶ 本人・関係者が早期の段階から任意後見制度*や補助・保佐・後見人*等、必要に応じ選択することができるよう市民の権利擁護意識の普及啓発に取り組みます。

(3) 地域で課題に向き合い・寄りそう

- ▶ 多様化・複雑化する課題への対応に向けて、重層的な支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチによる課題の早期発見・支援と、地域を支える人材育成を推進します。
- ▶ 重層的支援体制整備事業*の実施により、多摩市版地域包括ケアシステムの取組みを強化します。

(4) 困難を抱える当事者や家族を見守り・支える

- ▶ 困難を抱える当事者だけでなく、その家族や保護者を、地域全体の力を合わせて見守り支えることで、安心して暮らせる生活の基盤づくりを推進します。
- ▶ 日常生活で様々な困難を抱える生活保護受給者に対し、金銭管理支援事業、就労支援事業、健康管理支援事業等を実施し、日常生活の支援及び自立の促進を図ります。
- ▶ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、女性であることにより様々な困難な問題を抱える女性に対し、相談窓口の周知を図り、関係機関等と連携して早期から切れ目なく支援を行います。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市地域福祉計画
- ▶ いのちとこころのサポートプラン(多摩市自殺対策推進計画)
- ▶ 多摩市再犯防止推進計画
- ▶ 多摩市女と男がともに生きる行動計画
- ▶ 多摩市健幸まちづくり基本方針



地域生活における高齢者支援

1 施策の目指す姿

地域における介護予防・介護・医療・住まい・生活支援・見守りなどの取組みを通じて、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしています。

2 現状と課題

多摩市の令和5(2023)年4月1日現在の高齢化率は、29.3%となっており、ともに高齢者単身世帯は17.0%、高齢者のみの世帯は12.7%と合わせて29.7%にも及んでいます。また、前期高齢者の割合は44.2%、後期高齢者の割合は55.8%と既に後期高齢者の割合が多くなっており、今後この傾向がさらに進むと想定されています。

このようなさらなる高齢化の進行に伴い、要介護認定率、認知症高齢者割合がさらに増加していくと想定されるなか、地域における介護予防・介護・医療・住まい・生活支援・見守りなどの取組みを地域で一体的に進めていく必要があります。

特に介護予防では、介護予防リーダー*による地域介護予防教室を中心として、TFPP(TAMAフレイル予防プロジェクト)*、うんどう教室などを有機的に連動した取組みを進めて行くことは不可欠です。また、認知症は誰もがなりうることから、認知症になってもより良い環境で自分らしく暮らし続けることが出来るように、認知症サポーター*を中心とした地域で見守り、認知症の人が尊厳と希望を持って生活できる環境を整えなければなりません。

さらに介護状態になった時でも地域で安心した医療・介護による療養が受けられる取組みや自身の終末期の在り方を考える「ACP(アドバンス・ケア・プランニング)*」の取組みなどが求められてきます。

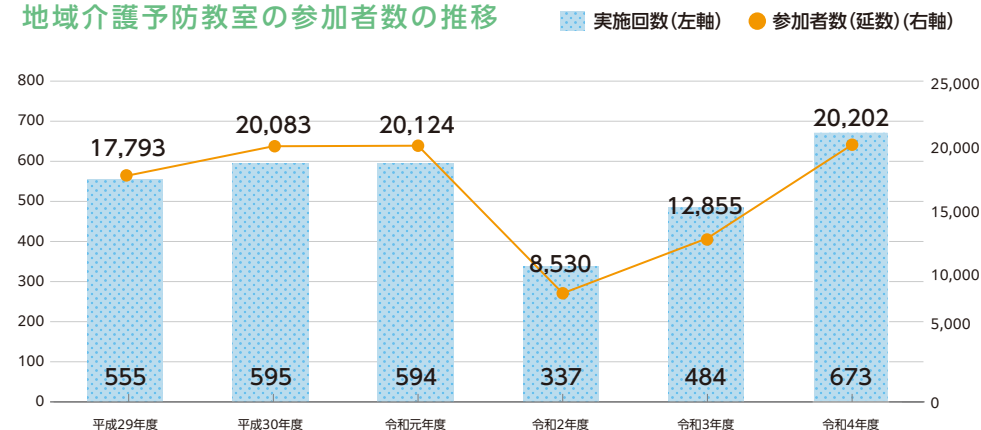
介護保険サービスでは、「高齢者の尊厳と自立」を支援する介護保険制度の基本的理念の考え方を念頭に、市民や介護保険事業者等の関係者との相互理解と協力を得ながら、介護を社会全体で支え、介護保険事業を適切に実施していく必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①地域介護予防教室延べ参加者数	13,000人	20,000人	42,000人
②認知症サポーター養成講座受講者数	14,721人	17,200人	20,200人
③在宅療養支援窓口相談案件数	93件	115件	145件

出典：①～③高齢支援課

地域介護予防教室の参加者数の推移



4 主な施策の方向性

(1) 介護予防・他世代交流の推進

▶ 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、日頃から健康づくりを心がけることが大切であり、いつまでも健康的な生活が続けられるように、介護予防・フレイル予防を推進していきます。また介護サービスだけでなく、日常生活を支援する体制の整備や、高齢者が地域の中で役割や生きがいを持って暮らしていけるよう、高齢者の社会参加や他世代との交流を促進します。さらに、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献を行う「介護ボランティアポイント制度」や、スポーツや体操などの健康活動や趣味等を通して生きがいと健康づくり、見守り活動を行う「老人クラブ」への活動を支援します。また、シルバー人材センターでは、高齢者の就労の機会を提供しているため、高齢者が地域で活躍できるよう、シルバー人材センターへの支援を行います。

(2) 高齢者の介護・医療・住まい・生活支援・見守り対策の強化

▶ 高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が想定されるなか、複雑化・多様化したニーズに対応する包括的なサービスの提供体制の整備が必要です。そのため、地域包括支援センターや医療事業者・介護事業者を始めとした地域の関係機関との連携を強化するとともに地域ケア会議*や多摩市版地域ケアネットワーク会議などを通じて、住民同士が世代や分野を超えて、見守り合い支え合う地域共生社会を目指していきます。

(3) 認知症施策の推進

▶ 国が策定した認知症施策推進大綱を基に、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。具体的には、認知症の正しい知識の普及啓発と本人発信支援、認知症の予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加等を推進していきます。

(4) 日常生活を支援する体制の整備

▶ 支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

(5) 介護保険サービスの推進

▶ 高齢者の介護を社会全体で支え合う介護保険制度を円滑に運営するため、「多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスの質の向上や介護人材の確保、介護給付の適正化の推進などに取り組みます。

5 関連する主な計画

- ▶ 第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ▶ 多摩市健幸まちづくり基本方針



障がい者(児)が安心して暮らせるまちづくり

1 施策の目指す姿

障がいのある方の人権が尊重され、個々の状況に応じた支援を受けながら、地域で生きがい・役割を持ち、自分らしく安心して暮らすことのできる環境が整っています。

2 現状と課題

近年、障害の認知の社会的広がり、ライフスタイルの変化等に伴い、障がい者(児)数の増加や支援ニーズの多様化が進んでいます。また、障がい者や支援する家族等の高齢化、障害の重度化が進んでいます。そうした中、医療的ケア児(者)・発達支援が必要な子どもへの支援の充実や「親亡き後」の対応等が課題となっています。今後、関係機関と連携の上、課題解決に向けた地域における支援体制づくり等を進めることが求められます。

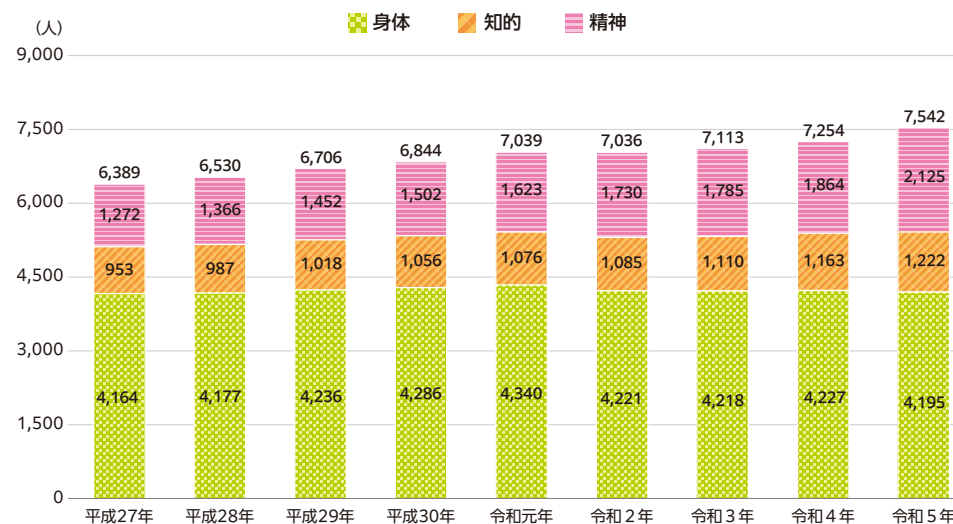
また、令和2(2020)年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を施行しましたが、障がいのある方は、未だに日常生活で差別・偏見等を感じている状況があり、更なる障害理解・差別解消の取組みを進める必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①障がいのある方が現在の住まいにこれからも「住み続ける」「将来市内で転居する」と回答している割合	68.9% (令和2年度調査)	74.9%	80.9%
②障がいのある方やその家族が日常生活の中で障がい者への差別等を「ほとんど感じない」「全く感じない」割合	55.9% (令和2年度調査)	61.9%	67.9%

出典：①・②多摩市障がい者生活実態調査

障害者手帳所持者数の推移



4 主な施策の方向性

(1) 個々に応じた適切な支援の提供

- ▶ 障がい者(児)が地域で安心して暮らすにあたって、生活上の困りごとやサービス利用等について、本人の特性や置かれている環境等を踏まえた助言・援助が行えるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ▶ 障がい者(児)やその家族の多様なニーズに対応できるよう、障害の重度化・高齢化への対応や障がい児への療育の充実等を含めたサービス体制の整備を推進するとともに、障がい者の就労機会の拡大及び就職後の職場定着支援等を通じた就労支援の充実を図ります。
- ▶ 将来に渡り安定的に必要な支援を行えるよう、国や東京都、事業者等と連携・協力の上、多様な活動の場(障がい児の療育の場、障がい者の日中活動の場、親亡き後の生活の場)の確保、サービスを担う人材育成・確保等に取り組みます。

(2) 地域における支援体制の構築

- ▶ ライフステージに応じた必要な支援を行うために、地域の保健・医療・教育等の関係機関との連携による支援体制を強化します。
- ▶ 特に、発達支援が必要な児童が、早期に適切な支援が受けられるよう、地域における発達支援体制の構築を検討します。また、医療的ケア児(者)への支援体制の構築、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、これまでの制度では支援が行き届いていなかった障害への対応等必要な体制を整備します。

(3) 障害への理解・差別解消の促進

- ▶ 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき設置した多摩市障がい者差別解消支援地域協議会*等を中心として、更なる障害理解・差別解消の取組みを進めます。
- ▶ 手話を言語として使用する方が、手話により自立した生活を営み、社会参加し、暮らしやすい地域をつくるために、「(仮称)多摩市手話言語条例」の制定に向けた取組みを進めます。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市障がい者基本計画
- ▶ 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画
- ▶ 多摩市健康まちづくり基本方針



タブレット通訳サービスによる窓口対応の様子

条例周知ポスター



▲条例の詳細



▲はんどぶつく



多摩市は連携して支えます!

多摩市では、何らかの困難に直面する市民に対し、「きづく・つなぐ」を意識しながら適切な支援を切れ目なく一体的に行うことを目的として、「多摩市版地域包括ケアシステム」の実現に向けて取組みを進めています。令和4年(2022)度からは、複合化・複雑化した課題を抱え、分野別・対象者別の相談支援体制では対応が困難な市民に対して、多機関が横断的に連携して適切な支援に結び付け、また、これらの課題に対する包括的な相談支援体制の構築を行うことを目的として「多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会」を設置し、具体的取組みとして連携した支援に必要な情報の交換や、地域ごとの支援者の関係強化等に取り組んでいます。

相談先の一例	連絡先
<p>高齢者に関する総合相談</p> <p>高齢者とその家族を対象に、医療・介護・福祉等について、各地域包括支援センターが専門職による総合相談を行います。</p> <p>■各地域包括支援センターの担当地区</p> <p>【西部】: 東寺方(3丁目を除く)・落川・百草・和田(3丁目を除く)・桜ヶ丘・関戸6丁目・貝取(地番)</p> <p>【東部】: 連光寺・聖ヶ丘・馬引沢・諏訪</p> <p>【多摩センター】: 落合・鶴牧・南野2~3丁目・唐木田・中沢・山王下</p> <p>【中部】: 永山2~7丁目・貝取2~5丁目・豊ヶ丘2~6丁目・南野1丁目</p> <p>【北部】: 関戸1~5丁目・一ノ宮</p> <p>【北部地域包括支援センター愛宕支所】: 愛宕・東寺方3丁目・和田3丁目・乞田・永山1丁目・貝取1丁目・豊ヶ丘1丁目</p>	<p>地域包括支援センター</p> <p>西部 TEL: 389-8850</p> <p>東部 TEL: 373-7850</p> <p>多摩センター TEL: 376-2941</p> <p>中部 TEL: 375-0017</p> <p>北部 TEL: 357-3711</p> <p>北部地域包括支援センター愛宕支所 TEL: 319-6411</p>

(注)相談先は代表的な連絡先を記載しており、ご相談内容によっては適切な担当先にご案内させていただく場合がございます。

そのほかの相談窓口は、右記のQRコードから市公式ホームページへ。



相談先の一例	連絡先
<p>子どもと家庭に関する総合相談</p> <p>0歳からおおむね18歳までの子どもとその家庭に関する相談を受け付けています(虐待に関する相談にも応じます)。</p> <p>また、子育てひろば(地域子育て支援拠点)でも子育てに関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。</p>	<p>子ども家庭支援センター「たまっこ」 TEL: 355-3777</p>
<p>しごと・くらしの悩みごと相談(しごと・くらしサポートステーション)</p> <p>ひきこもりの方への支援、就労のための準備、就労、家計改善、その他生活にお困り事を抱える世帯の自立に向けた各支援を行っています。求職活動期間中の家賃相当分の給付もあります(要件あり)。</p>	<p>しごと・くらしサポートステーション</p> <p>永山1-5 ベルブ永山2階 TEL: 338-6942【要予約】</p>
<p>障害に関する相談、各種サービスの利用支援</p> <p>障害福祉課では、障害者手帳、各種手当、医療費助成の申請支援や各種サービスの利用支援等を行っています。地域活動支援センターでは、障がい者とその家族を対象に、地域での生活支援と自立を図るための相談支援を行っています。</p>	<p>障害福祉課 TEL: 338-6847</p> <p>地域活動支援センター「あんど」 TEL: 356-0307</p> <p>「のーま」 TEL: 311-2300</p>
<p>女性を取り巻く悩みなんでも相談</p> <p>自分の人生や家族のこと、職場等での人間関係、DVに関することなど、女性を取り巻く様々な悩みについて、専門の女性相談員が面接または電話にて相談を受け付けています。</p>	<p>TAMA女性センター 関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階 TEL: 355-2110 【面接相談は要予約】</p>

政策 **C**

地域で学び合い、活動し、交流しているまちの実現

目指す
まちの姿

みんなが、互いの個性を認め、人権を尊重し合い、交流しながら、平和で心豊かに安心して暮らせるコミュニティが形成されています。

地域の中で活動する団体や人がつながり合い、支え合えるしくみがあり、これによって、新たな活動が生まれ増えていく多世代共生型コミュニティが実現しています。

生涯学習・社会教育活動、スポーツの場や機会が確保され、活動の成果を活かし、みんなが成長できるまちになっています。
伝統的な地域文化の継承や新たな文化の創造と発信により、みんなが文化芸術に出会い、楽しみ、さらに文化芸術を創り出せるまちになっています。

施策

- 施策 1 平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進
- 施策 2 交流による多文化共生社会の醸成
- 施策 3 多世代共生型のコミュニティづくりの推進
- 施策 4 学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進
- 施策 5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実
- 施策 6 スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり
- 施策 7 文化芸術が身近にあるまちづくりの推進

わたしたちのACTION

たとえば…

- ▶ 平和についてもっと考えます。
- ▶ 地域には色々なエキスパートがいるので、その人たちに活躍してもらいます。
- ▶ 市や地域の将来を考えるような会に積極的に参加します。
- ▶ 生涯を通じてスポーツ活動を楽しみます。



平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進

1 施策の目指す姿

心豊かにいきいきと暮らせるまちであるために、市民一人ひとりが世界の恒久平和の実現に向けて努めるとともに、互いに人権を尊重し合い、差別をなくす土壌がつくられています。また、あらゆる分野において男女が共に参画し活動することで、すべての人にとって住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現しています。

2 現状と課題

多摩市では、様々な世代・立場の方が個人や団体あるいは地域といった中で様々な活動を行っています。その基盤となる世界平和・人権尊重・男女平等参画といった基本的理念を共有・浸透させる必要があります。

世界の恒久平和に向け、平成23(2011)年11月1日に「多摩市非核平和都市宣言*」を行い、「多摩市平和展」や「子ども被爆地派遣事業」で戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に継承すべく、事業を展開しています。

社会の国際化、情報化、高齢化等の進行に伴って、インターネットによる人権侵害といった人権に関する新たな課題も生じてきています。また、障害、高齢、同和地区出身、性別、性的指向・性自認、外国人であることを理由とする偏見や差別だけでなく、文化や価値観の違いなどで不当な差別を受けることなく、全ての人々の人権が尊重される共生社会の実現に取り組んでいくことが求められます。

また、平成21(2009)年には「多摩市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者やそのご家族への相談・支援や犯罪被害に対する市民理解を深めるための啓発活動を通じて、犯罪被害者等への支援は社会全体の責任であるという認識は高まってきましたが、まだ十分ではありません。犯罪被害者等が1日も早く平穏な生活を取り戻すためには周囲の方々の理解と支援が必要です。

すべての人にとって住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会の実現には、長年に渡り人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消することが重要です。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①平和展の参加者アンケートで「平和への意識が深まった」と回答した市民の割合	—	90.0%以上	90.0%以上
②「市民が平和に暮らせる(差別や人権侵害がない)まち」であるかの設問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	41.4%	45.0%	50.0%
③男女の地位の平等感について「平等になっている」と回答した市民の割合	18.4%	25.0%	30.0%

出典：①平和・人権課 ②・③多摩市政世論調査



子ども被爆地派遣(広島)



4 主な施策の方向性

(1) 平和事業の充実

- ▶ 戦争を体験した世代が減少し、次世代に平和の大切さを継承していくことがさらに求められているなかで、「多摩市平和展」や「子ども被爆地派遣事業」において、若い世代の参画を促進し、戦争の悲惨さと平和の尊さを若い世代をはじめあらゆる世代へ伝えます。
- ▶ 平和首長会議*、日本非核平和都市宣言自治体協議会*への参加を通して、全国の自治体と連携し、地域での平和意識の醸成を図っていきます。

(2) 人権課題に対する取組みの推進

- ▶ 人権擁護委員や法務局等の関係機関と連携しながら、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念に基づき、人権問題への市民の理解を促し、人権尊重の意識を醸成するため、複雑・多様化する様々な人権問題について、一層効果的で多様な学習の機会を提供していきます。
- ▶ 犯罪被害者やその家族が、住み慣れた地域で被害後の心身の状況にあわせた支援を受けられるよう、犯罪被害に対する市民理解を深めるための啓発や相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携、庁内での横断的な連携を強化します。

(3) 男女平等参画社会の実現に向けた取組み

- ▶ 真の男女平等参画社会の実現に向けて、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」、「多摩市女と男が共に生きる行動計画」に基づく取組みを推進していきます。また、男女平等世界一のアイスランド共和国から先進的な事例や効果的な施策を学びます。
- ▶ 「多摩市女と男がともに生きる行動計画」は、性別にとられない誰もが暮らしやすいまちの実現を目指し、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現とあらゆる分野における女性活躍の推進、DV等のあらゆる暴力の根絶のための施策を展開しています。
- ▶ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、国や都の動向も踏まえながら、講じるべき施策を検討します。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市女と男がともに生きる行動計画



多摩市平和展の様子



交流による多文化共生社会の醸成

1 施策の目指す姿

様々な国・地域の人々との交流を通じて、市民が豊かな心を育むことにより、いきいきとした地域が形成されるとともに、国籍などの異なる人々が互いの違いを認め合い、地域社会の一員として共に安心して暮らせる多文化共生社会が実現しています。

2 現状と課題

様々な交流事業を通して、友好都市*の文化や取組みを学ぶとともに、相互理解を深め、多様な主体による市民レベルの交流が行われています。今後、より幅広い年齢層の市民と友好都市や他自治体の住民が交流を深めるための取組みが必要です。

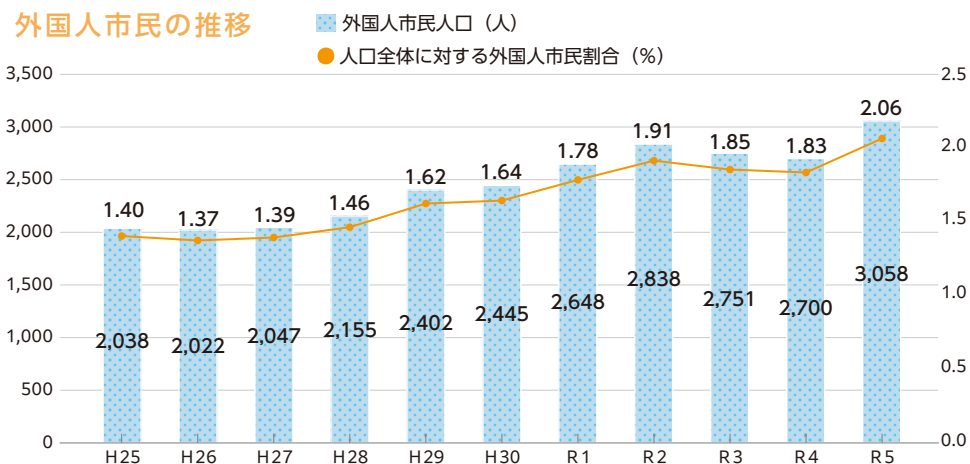
アイスランド共和国のホストタウン*として、駐日アイスランド大使館との友好協力関係に関する覚書に基づき、より多くの市民にアイスランド共和国を知ってもらい、またアイスランド国民にも多摩市のことを知る機会を提供することが友好関係を築くために必要です。

増加傾向にある在住外国人の状況に対し、地域の一員として安心して暮らせるように、生活課題やニーズを把握し、適切に対応していくことが求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①都市交流推進事業への市民の参加者数	225人	250人	250人
②アイスランド交流事業への市民の参加者数	33人 <small>(令和4(2022)年度)</small>	100人	300人
③国際化推進事業への市民の参加者数	3,608人	5,800人	10,000人
④日本語教室への在住外国人の参加者数	2,233人	3,500人	6,500人

出典：①～④文化・生涯学習推進課





4 主な施策の方向性

- (1) 友好都市との交流促進
 - ▶ 友好都市長野県富士見町のほか、他自治体の歴史や文化等を理解し、市民同士の自発的な交流を促すためのきっかけとなる多様な活動を実施します。
- (2) アイスランド共和国との友好関係構築
 - ▶ アイスランド共和国から、男女平等や持続可能な開発等、同国が行っている先進的な取組みを学び、ホストタウンとして、友好を深めることを目指し、様々な事業を展開します。
- (3) 多文化共生社会の実現に向けた取組みの推進
 - ▶ 日本語を母語としない人を対象として、多言語翻訳・通訳タブレットを活用した窓口対応や、やさしい日本語の普及の取組みを進め、情報格差の解消を図るとともに、国籍や民族等の違いに関わらず、誰もが地域の一員として活躍・交流できる機会や場を創出します。令和6(2024)年度に策定予定の「(仮称)多文化共生推進基本方針」に基づき、これらの取組みを推進し、多文化共生社会の実現を目指します。

5 関連する主な計画

- ▶ (仮称)多文化共生推進基本方針



富士見町オッコー祭りの様子



国際交流イベント(生け花体験)の様子



アイスランドウィーク会場の様子



多世代共生型のコミュニティづくりの推進

1 施策の目指す姿

仕事や子育てと両立しながら、自分のスキルや興味を地域で活かせるしくみ・しかけがあることで、子どもからシニア世代まで、多様な世代が地域活動に関わり、つながり合い、ともに支え合っているコミュニティが形成されています。

2 現状と課題

高齢化の進行、ライフスタイルや働き方の変化、地域課題の複雑化に加え、コロナ禍の影響を受け、市民の皆さんの意識や行動様式が大きく変化したことで、様々な分野で、担い手・支え手不足、後継者不足が顕在化し、組織や活動が存続の危機に瀕するケースも発生しています。

今後も、市民主体のまちづくり、地域づくりを進めていくためには、子どもからシニア世代まで、子育て中や働きながらでも、また、従来は支えられる立場にあった人たちも含めて、誰もがまちづくりや地域づくりに参加でき、それが楽しいと思えるような、新たな「しくみ・しかけ」をつくることで、多世代共生型のコミュニティをつくり、これが広がっていくことで、地域課題の解決になり、さらには、新たなまちの魅力や地域の価値の創造につながるようになると思います。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①「(仮)協創スタッフ(専任職員)」が配置されたことで実現した新たな事業(プロジェクト)の数	—	20事業	100事業
②中間支援機能を担う団体による伴走支援によって実現した新たな事業(プロジェクト)の数	—	20事業	100事業
③多活動マッチング型の地域プラットフォームができたことで実現した新たな事業(プロジェクト)の数	—	20事業	100事業

出典：①～③市民参画の実績調査



4 主な施策の方向性

(1) 地域で活動する人・団体を応援するしくみの導入 【支える】

▶ (仮)協創スタッフ(専任職員)、(仮)協創サポーター(若手職員)を配置し、地域の多様な活動を多摩市としても応援する体制をつくるとともに、そのような人材を育成するための研修を実施します。また、中間支援機能*を担う団体を育成し、地域発の多様な活動を、団体のネットワークなどで伴走支援する体制をつくります。

(2) 地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくり 【つなぐ】

▶ 多世代への呼びかけによる地域でのワークショップを開催することで、既に地域で活動している組織・団体と、新たに何か地域で活動してみたいという人をマッチングさせたり、スキルや興味が同じ人同士が新たな活動を始めてみる機会をつくるなど、多様な活動をマッチングする場や機会をつくります。

(3) 新たな地域人材を発掘・育成するしかけづくり 【掘り起こす】

▶ ITツールを活用し、地域参加をポイント化するなどして可視化し、そのポイントを地域通貨として使用できるしくみを導入することにより、大学生や若い世代の地域参加を促進します。また、わがまち学習講座などの多摩市主催の講座、大学の公開講座・市民講座など、地域やまちづくりに関心を持つきっかけづくりとなる場・機会を多く提供します。

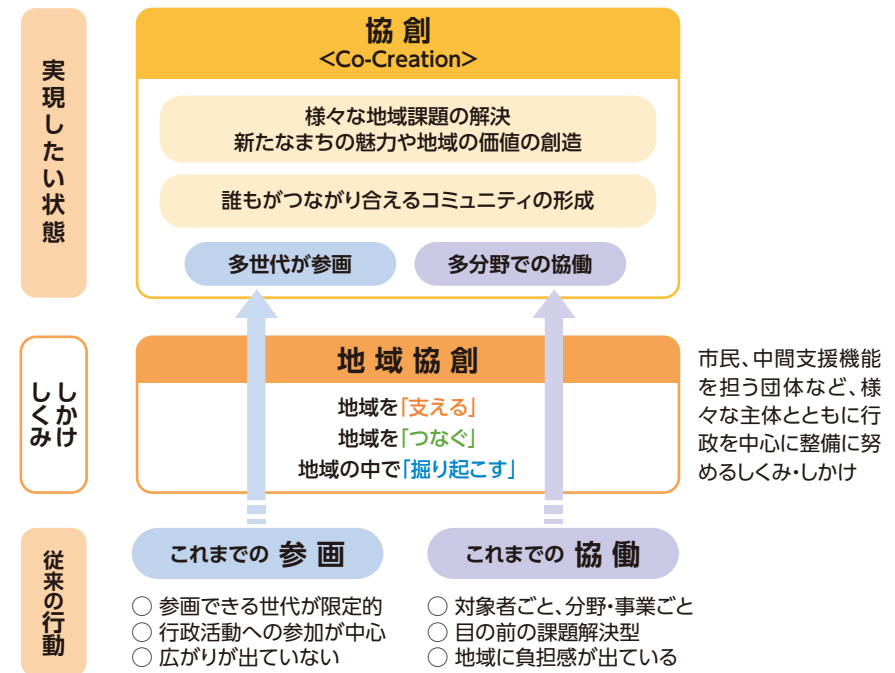
(4) 既存の活動等の活性化、環境整備

▶ 自治会・管理組合による地縁に基づく自治活動、NPOや市民団体によるテーマ型の活動、コミュニティセンター*や公民館でのサークル活動など、様々な地域活動・市民活動が、多世代・他分野にわたって活発にされるよう、ハード・ソフトの両面での環境整備を進めます。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市非営利団体との協働に関する指針
- ▶ 第4次多摩市生涯学習推進計画
- ▶ 多摩市地域福祉計画
- ▶ 第二次多摩市教育振興プラン

「協創」のイメージ図



学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進

1 施策の目指す姿

市民一人ひとりが自分にあった学びを楽しみ、学びや学びあいを通じて市民同士の交流が生まれより豊かな人生を送るために、誰もが学習する場や機会に恵まれ、地域とのかかわりの中でより良い地域コミュニティが醸成された「学びあいがつむぐ“健幸”なまち」が実現されています。

2 現状と課題

令和3(2021)年度までは、新型コロナウイルスの影響を受け、多くの事業やイベントが中止・延期となりましたが、動画配信等を通じて学びや情報提供を行ってきました。対面によるつながりの希薄化が懸念される中で、今後、市民同士の助け合いや地域の関わり合いを考えて行くことが求められています。

少子化が進む中、若者世代・子育て世代の流入と定住に向けて、子どもや子育て世代にとって魅力あるまちづくりに関わる市民の多様な取組みを応援していくことや、世代間で交流し、相互に学びあう場や機会づくりが求められています。

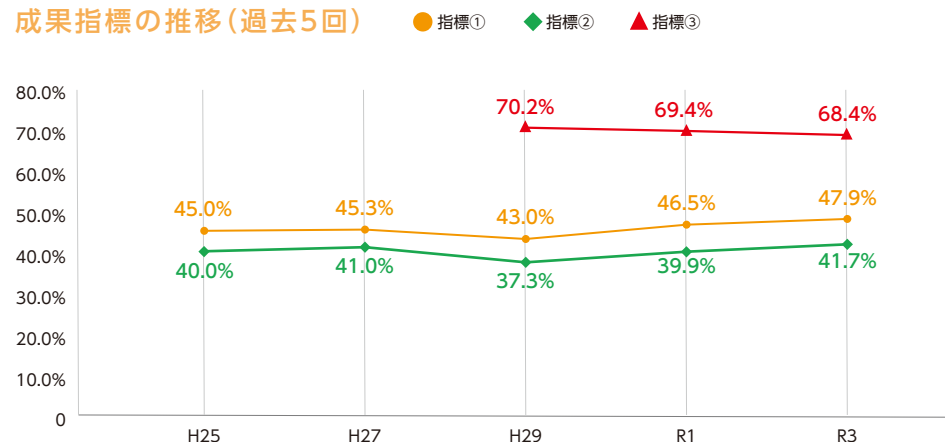
少子高齢社会を迎える中で、住民主体の健康づくりや居場所づくりのための学びや取組みを地域に広げていくことが求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①「地域の支え合いにより、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちだと思いますか」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	47.9%	継続的な 向上	継続的な 向上
②「文化活動やスポーツをするための環境がよいまちだと思いますか」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	41.7%	継続的な 向上	継続的な 向上
③1年間に生涯学習をしたことがあると回答した市民の割合	68.4%	継続的な 向上	継続的な 向上

出典：①～③多摩市政世論調査

成果指標の推移(過去5回)





4 主な施策の方向性

(1) 誰もが一步をふみだせるまち

▶ 生涯学習活動への一步をふみだせるまちを目指し、誰もが人とふれあうことや地域との関わりを持つとすることができる場や機会をつくります。例えば、自身の健康等に関する悩み事などを市民同士が話し合い、解決に向けた取組みにふみ出せるよう、相談の場づくりを広げます。

(2) 人と人がつながり認め合うまち

▶ 人と人がつながり、相互に認め助け合える共生のまちを目指し、地域の多様な活動をサポートし、誰もが学習にアクセスできる機会づくりを推進します。例えば、地域で活動する団体と連携した様々な活動によるつながりづくりや、学びの場の提供、環境の整備を通して人と人をつなぐサポートに取り組みます。

(3) いつでもどこでも自分を高められるまち

▶ 多様化するライフスタイルと学びへのニーズをふまえ、地域のボランティア活動や市民活動、大学・社会教育施設等と連携しながら、生活環境の変化に応じた学びをサポートします。例えば、市民活動やボランティア活動に気軽に参加できる仕組みや大学と連携した市民の主体的な学びのサポートを進めるほか、オンラインでの学習サポートなど、ライフスタイル、国籍や障害の有無などに関わらず誰もが参加できる学習の機会づくりを進めます。

(4) 学びあいと協働でかがやくまち

▶ 誰もが輝けるまちをつくるため、市民、民間、行政が連携・協働し、多世代での学びを推進するとともに、持続可能で元気な多摩市らしい学びの輪を広げます。例えば、市民協働の機会づくりとして、市民、民間、行政が一体となって行う四季折々のイベントや事業のサポートを進めます。

5 関連する主な計画

▶ 第4次多摩市生涯学習推進計画



市内で活動する吹奏楽団の様子



市内で活動する陶芸団体の様子



「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

1 施策の目指す姿

生涯を通じて知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する多様な学び・交流の機会が溢れ、いつでも自己の充実や生活の向上につながる知識・技能の習得が可能で、市民が互いに学び・交流する中で地域や生活の課題解決につながる取組みがまち全体に広がっています。

2 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響から社会教育・生涯学習活動から離れた市民や活動を休止・中止した団体があることから、市民や休止団体の活動再開に向けた様々なサポートや新たな活動団体のスタート支援が求められています。

また、少子高齢社会の中で、今まで以上に様々な場面で世代を超えた交流活動の充実を図る必要性が高まっています。



旧富澤家

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①学校開放・クラブハウス利用件数	10,593件	19,300件	20,000件
②八ヶ岳少年自然の家の延利用者数	11,602人	22,000人	23,000人
③文化財施設の延来館者数(※1)	49,108人	51,450人	54,000人
④公民館利用者数	77,668人	200,000人	200,000人
⑤図書館利用者カード登録者数(※2)	45,107人	52,000人	54,400人

出典：①・②教育振興課 ③教育振興課 ④公民館 ⑤図書館

※1 文化財施設：5施設（多摩ふるさと資料館、旧多摩聖蹟記念館、旧有山家、旧加藤家、旧富澤家）

※2 「図書館利用者カード登録者数」は、「有効登録者」の数値とし、登録者の中で2年以上図書館利用がない数は除いている



4 主な施策の方向性

(1) 社会教育の振興

- ▶ 市民が気軽に参加・活動できるイベントや、公民館や図書館をはじめとする社会教育施設における取組みの充実を図ります。さらに、大学や事業者等と連携した事業の推進に取り組みます。

(2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会等の充実

- ▶ 子育ての中で保護者が孤立したり一人で困難を抱え込むことのないよう、社会教育・生涯学習施設を中心に多様な主体との連携による学習環境や仲間づくりの場を提供し充実することで、家庭教育の支援と地域の教育力向上を図ります。

(3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実

- ▶ 小中学生をはじめ市民に貴重な自然体験及び集団生活の場を提供するハヶ岳少年自然の家のサービスの充実と幅広い利用者の開拓に向けた取組みを進めます。
- ▶ 豊富な資料・情報を揃えた中央図書館を中核とし、駅前拠点図書館、地域図書館、学校図書館、児童館や保育園などのアウトリーチサービスの拠点をつなぐ、市内全域の図書館ネットワークのもと、市民の読書、学び、課題解決を支援します。

(4) 文化・歴史学習の充実

- ▶ 文化財施設や指定文化財等を活用して、郷土の文化に対する市民理解の促進に取り組み、後世に継承するとともに、指定・登録文化財を中心に文化財の更なる活用に向けた検討を進めます。

(5) 地域活動の支援

- ▶ 市民が身近に文化・スポーツ活動を楽しめる学校施設やクラブハウスについて、学校教育に支障のない範囲で利用しやすい環境づくりに努め、地域団体の活動を支援します。

5 関連する主な計画

- ▶ 第二次多摩市教育振興プラン
- ▶ 多摩市読書活動振興計画



オープンした中央図書館



1 施策の目指す姿

スポーツがきっかけとなって市民一人ひとりの健康づくりが促進されるとともに、地域資源を活かしながら多様な文化が融合し、つながることで、人も地域も活気のあるまちが実現しています。

2 現状と課題

スポーツの実施頻度については、この1年間でスポーツを実施した人のうち、50.7%の市民が「週1回以上」と回答しています。年齢別でみると、男性女性ともに10代と60代以上の実施頻度が高い一方で、20代～50代のスポーツ実施頻度が低い傾向にあります。

市民の自主性を尊重し、自発的な取組みを支援できるよう、市民の興味・関心のあるスポーツが持続的にできる環境整備や、働く世代、健康無関心層など、日頃スポーツに触れていない市民が自主的にスポーツに触れたいような取組みの推進が課題となっています。

多摩市の特色あるスポーツ施設は、スポーツ活動を通じたコミュニティの醸成やスポーツの推進、市民の健康増進が行われるなど、その役割を果たしてきました。一方で、このような施設の老朽化も進行していることや市民のライフスタイルの変化などに対応していくことが求められています。



ユニバーサルスポーツであるボッチャの様子

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①週1回以上スポーツをしている	50.7%	60.0%	70.0%
②スポーツ観戦者数	553人	1,600人	2,200人
③スポーツボランティア参加者数	—	350人	700人

出典：①多摩市政世論調査 ②・③スポーツ振興課

「スポーツ」とは

多摩市スポーツ推進計画では、ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、健康づくりのウォーキングや体操、介護予防のトレーニング、子ども同士や親子での遊び、学校での体育活動、体操やダンスなどの身体活動、自然に親しむ野外活動やレクリエーションなども含めて、スポーツとして定義しています。



4 主な施策の方向性

(1) スポーツに触れる

- ▶ スポーツ観戦をきっかけに、経験したことのないスポーツに挑戦したり、地元のアスリートと交流することで、スポーツから遠ざかっている市民が関心を持つなど、市民がスポーツの魅力を感じる機会をつくります。

(2) スポーツを継続する

- ▶ 体育協会をはじめ、地域のスポーツ団体、住民有志で運営している活動まで、地域のスポーツを支える幅広い活動が自立的・継続的に運営されるよう支援に努めます。スポーツ推進委員・大学・事業者等と連携して、地域でのスポーツ活動を支援します。中学校部活動の地域連携や地域移行については、国や都のガイドラインを踏まえ、教育委員会と市長部局が連携し、地域連携や地域移行の在り方を検討します。

(3) スポーツライフを創出する

- ▶ 体を動かすこと、みること、応援することなどを一緒に体験することは、世代を超えた仲間づくりのきっかけになります。スポーツを通じた交流により、多くの仲間が生まれるような取組みを進めていきます。スポーツに触れる、楽しむ、継続するなどの取組みを進めることで、身体面の健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちづくりを推進します。

(4) スポーツ活動を支える環境整備

- ▶ すべての人が安心して利用できるスポーツ施設として運用できる環境づくりを行っています。そのため、計画的な更新等を行っています。

(5) オリンピック・パラリンピックのレガシー

- ▶ 東京2020大会で高まった地域でスポーツイベント等を盛り上げていく機運を一過性のものとせず将来へつなげていくため、市民によるボランティア活動を支援する取組みを推進するとともに、大会を契機に認知度が上がった年齢や障害の有無に関わらず誰もが楽しめるユニバーサルスポーツを通じた共生社会の推進を図ります。

5 関連する主な計画

- ▶ 多摩市スポーツ推進計画
- ▶ 第4次多摩市生涯学習推進計画
- ▶ 多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画



スポーツボランティア活動の様子



文化芸術が身近にあるまちづくりの推進

1 施策の目指す姿

身近な生活の中に、文化芸術があり、いつでも、だれでも文化芸術を受け止め、楽しみ、創り、表現することができるまちとなっており、乳幼児期から日常的に多様な文化芸術に親しむくらしがまち全体に広がっています。

2 現状と課題

パルテノン多摩や市内各所で行われる文化芸術活動やイベントに関する情報が市民に十分に行き届いていないため、市民が情報収集しやすい仕組みの構築が課題です。

市内在住のアーティストや市内文化芸術団体、趣味として文化芸術活動をしている市民が、広く情報発信できる仕組みや、活動機会を得ることができる仕組みの構築が課題です。



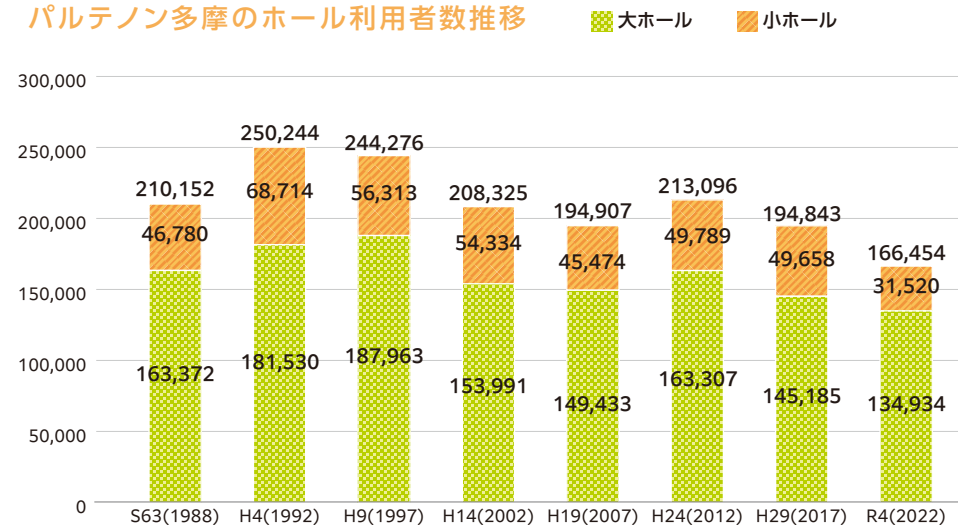
パルテノン多摩

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①1年間に、有料の、文化や芸術の公演や展示等を1回以上鑑賞したことがあると回答した市民の割合	—	60.0%	70.0%
②パルテノン多摩の大ホールおよび小ホールにおける年間利用者数の合計	166,454人	205,000人	230,000人

出典：①多摩市政世論調査 ②文化・生涯学習推進課

パルテノン多摩のホール利用者数推移





4 主な施策の方向性

(1) 身近で日常的に多様な文化芸術に市民が親しめる機会の拡充

- ▶ パルテノン多摩や市内各所で実施される文化芸術の情報が一元的に集約される形で整理され、市民が情報を収集しやすい環境の整備に向けて取り組みます。
- ▶ 文化芸術を楽しむ市民を増やすため、市内の文化施設、公園や街なか等を活用して、文化芸術に触れられる場面を創出します。特にパルテノン多摩については、地域の文化芸術活動の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわう施設となるよう取り組みます。また、これらの取組みについては、多摩市文化振興財団や市内文化芸術団体等とともに推進していきます。
- ▶ 子どもたちが、地域の身近な場所で、文化芸術に触れる機会が増えるよう取り組みます。なお、中学校部活動の地域連携や地域移行については、国や都のガイドラインを踏まえ、教育委員会と市長部局が連携し、その在り方を検討します。

(2) 文化芸術活動への支援

- ▶ 市内在住のアーティストや市内文化芸術団体、趣味として文化芸術活動をしている市民を、情報発信や場の提供などについて橋渡しの支援する環境整備に向けて取り組みます。



多摩市民文化祭 書道展の様子



多摩市民文化祭 三曲演奏会の様子

5 関連する主な計画

- ▶ (仮称)多摩市文化芸術振興計画



協創・地域協創

まちづくりの主人公である市民が「まちづくりの基本理念」に掲げた地域社会の実現に向けて活動していけるよう、多摩市は地域での活動を支える新たなしくみやしかけである「地域協創」を進めていきます。

▶ 多世代・多分野の「協創」

「地域の活動の必要性は感じるが参加している人は限られている。」

各種アンケート調査や地域の活動状況からはそうした傾向が見られます。

これまで、平成16(2004)年に施行した多摩市自治基本条例に基づき、ニュータウン開発期に全国から集まった人々と参画・協働のまちづくりを進めてきました。

一方で、地域課題は多様化・複雑化しているにも関わらず、少子高齢化の進行やコロナ禍により地域を支える力や地域を担う活動量の低下が見られます。

将来にわたって持続可能な地域社会をつくるため、特定の世代や、分野ごとに細分化された活動を越えて、やりたいことや楽しいことから、継続していける取組みを通じて、地域内に顔見知りを増やし、多世代・多分野で地域の魅力や価値を新たに創出する中で地域課題の解決にもつなげていくことが必要になってきます。そうした状態を「協創」と呼びます。

先行して実施するエリアでは、「地域に愛着がわいた」、「他者との対話が仕事にも活きた」など参加することの楽しさやメリットを感じるという声があります。

▶ 第8期自治推進委員会からの答申と「地域協創」

第7期多摩市自治推進委員会からの検討を引継ぎ、市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくりなどについて審議を行ってきた第8期多摩市自治推進委員会から令和5(2023)年10月16日に「誰もがつながり合える多世代共生型コミュニティを目指して～多摩市版「地域協創」のしくみ・しかけづくり」が答申されました。その概要は次の通りですという声があります。

「協創」とは

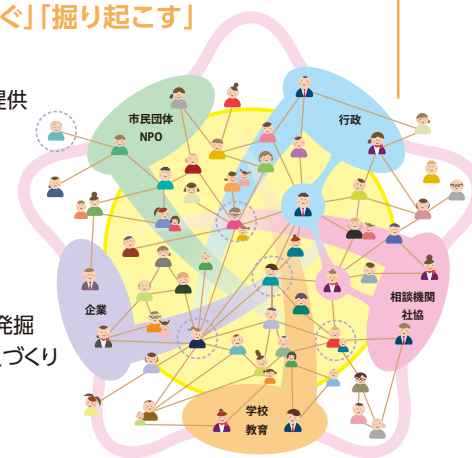
多世代にわたる参画、多分野における協働が創出されることで、誰もがつながり合えるコミュニティが生まれ、これが広がりをもつことによって、様々な地域課題の解決が図られるとともに、新たなまちの魅力や地域の価値が創造されること

「地域協創」とは

市民、中間支援機能を担う団体など、様々な主体とともに行政が中心となり、協創が生まれるために環境整備するしくみ・しかけ

地域協創の3つの柱 「支える」「つなぐ」「掘り起こす」

- 地域を支える (≒アドバイス)
 - 分野横断的な行政側の窓口、情報の収集・提供
 - 関係課と地域との橋渡し、庁内調整
- 地域をつなぐ (≒コーディネート)
 - 地域の会議に参加し、関係づくり
 - 団体間、人同士をつなぎ、ネットワーク形成
- 地域の中で掘り起こす (≒プロデュース)
 - エリアミーティングの開催等で新たな人材発掘
 - 地域カルテ、地域ビジョンの策定を通じた人づくり



想定するエリアの考え方

- 課題解決に取り組む対象エリアとしては、子どもたちを含む多世代の参画を促進するために小中学校の学区を基盤に設定。
- 学区を基盤としつつも、エリア外の人材や資源ともゆるやかにつながりあうしくみ・しかけを想定。